

セコム認証サービス

セコムパスポート for G-ID
証明書ポリシー (Certificate Policy)

2017年8月26日

Version 11.60

セコムトラストシステムズ株式会社

改版履歴		
版数	日付	内容
V1.00	2002.7.4	初版発行
V1.50	2003.5.27	相互認証業務に関する記述の追記
V1.60	2003.8.18	fullCRL について追記。 本人限定受取郵便の取扱の限定について追記 その他、用語の整理
V1.70	2004.6.24	申込方法に関する記述の追記 代理人による鍵の受取を認めないことを明記 加入者証明書の取消に関する記述の追記 仕様変更手続きを変更 その他、用語の整理、表現の修正
V1.80	2004.12.29	申込手続きについて ・提出書類に関する追記 ・書類審査一部修正
V1.90	2005.6.16	リポジトリに公開に関する修正 証明書取消について修正
V2.00	2006.5.22	会社統合に伴い、会社名“セコムトラストネット”を“セコムトラストシステムズ”に変更 “セコムトラストネットセキュリティポリシー委員会”を“認証サービス改善委員会”に変更 CA 証明書の公開 URL の記載変更
V2.10	2006.6.7	申請書類の受取方法に関する追記 表現の修正
V3.00	2006.7.3	加入者同意文書の変更 IC カードシリーズについて追記 電子証明書の有効期限修正
V4.00	2007.5.7	代理受取人について変更 証明書記載情報の拡張について変更
V4.10	2007.6.21	電子証明書の適用範囲について追記 更新申請方法の記述修正 タイプ B(属性型)の種類と属性情報について追記 文言修正
V4.20	2007.9.27	タイプ A 提出物、審査方法の変更 申請内容の最終確認 削除 文言修正
V4.30	2008.3.28	タイプ A 証明書_新規発行停止について追記
V4.40	2008.4.25	電子証明書の有効期間修正
V4.50	2008.6.25	第三者による取消申請について提出書類等追記 登記簿謄本・抄本を登記事項証明書に変更 文言修正
V4.60	2009.2.28	PIN コード送付方法を配達記録郵便から簡易書留郵便へ変更 住民票の写しと同等とみなす証明書として「住民票記載事項証明書」を追加 文言修正

V4.70	2009.6.16	CRLに関する説明の追記 戸籍謄本・抄本を戸籍(全部/個人)事項証明書に変更 文言修正
V4.80	2010.7.5	文言修正
V5.00	2010.12.3	行政書士電子証明書追加 外国人の登録の追加(行政書士電子証明書のみ) 旧姓での登録の追加 文言修正
V5.10	2011.1.27	組織代表者の属性情報の文言修正 個人事業主の審査書類の文言修正
V5.20	2011.4.5	申込手続きおよび本人確認の提出書類、書類確認の文言修正 電子メールでの受領報告の文言修正
V6.00	2011.10.20	司法書士電子証明書追加 外国人の登録時の確認手続きの追加(タイプB) CRLの有効期間を48時間に変更
V6.10	2012.6.8	文言修正
V6.20	2012.7.9	外国人の真偽確認書類変更 文言修正
V7.00	2012.8.5	税理士用電子証明書追加
V8.00	2012.10.26	社会保険労務士電子証明書追加
V8.10	2013.6.18	「住民票の写し」、「住民票記載事項証明書」または「広域交付住民票」に文言統一 「戸籍全部事項証明書」、「戸籍個人事項証明書」、「戸籍謄本」または「戸籍抄本」に文言統一 第三者からの取消申請を届出に文言修正
V8.20	2013.11.8	登記を必要としない法人の提出書類を追加
V9.00	2014.3.30	CRL/ARL/fullCRLの有効期間を7日に変更 タイプAの記述削除 第三者からの届出の手続きの修正
V9.10	2014.7.3	司法書士電子証明書、社会保険労務士電子証明書の有効期間の追記 電子証明書格納媒体のFDを削除 電子署名付き電子メールによる取消申請の申請情報を修正
V10.00	2014.9.5	土地家屋調査士電子証明書追加 加入者の真偽の確認方法の追加 取消事由の修正 RFC5280 準拠
V11.00	2014.10.16	暗号アルゴリズム移行に伴う修正 タイプBのICカードシリーズの削除 「4.1.2 加入者鍵ペア生成と電子証明書発行処理」の修正 「自己発行証明書」を「リンク証明書」に文言修正 その他文言修正
V11.10	2015.6.17	電子署名法施行規則第五条第一項第一号イの身分証明書を提示する場合は、利用申込に際し自筆署名が必要であることを追記 「表4.1-1 提出書類」個人事業主の確認書類として認可法人等が発行した書類を追加

V11.20	2016.7.6	<p>加入者証明書の基本情報<社会保険労務士電子証明書>Subject (主体者名) の Organization (組織名) の文字数を変更 書類審査における個人番号 (マイナンバー) の扱いについて追記 電子署名付き電子メールによる取消申請を削除 加入者証明書の取消にて加入者の事由を修正</p>
V11.30	2016.7.29	<p>司法書士電子証明書にて施行規則第五条第一項第一号の真偽確認書類として「住民票の写し」、「住民票記載事項証明書」または「広域交付住民票」を「司法書士名簿の写し」に変更 司法書士電子証明書にて利用申込時の実印を認印に変更 司法書士電子証明書にて施行規則第五条第一項第一号ロの「印鑑登録証明書」による本人確認ではなく、施行規則第五条第一項第一号ハの本人限定受取郵便による本人確認に変更 司法書士電子証明書にて受領書 (電子データ) による受領連絡を追加 第三者からの取消の届出の事実確認書類に住民票の除票を追加</p>
V11.40	2017.7.4	<p>社会保険労務士電子証明書は自署不要であることを追加 「表 4.1-3 利用申込書記載事項」の司法書士電子証明書、税理士用電子証明書の氏名に自署を追加 「表 4.1-3 利用申込書記載事項」のタイプ B (基本型)、タイプ B (属性型)、行政書士電子証明書の氏名 (署名) を氏名 (自署) に変更 「4.4 加入者証明書の追加発行」へ税理士電子証明書の追加発行の扱いを修正 タイプ B および行政書士電子証明書の取消完了通知方法に電話または郵便を追加</p>
V11.50	2017.8.1	<p>税理士用電子証明書削除</p>
V11.60	2017.8.26	<p>社会保険労務士電子証明書にて施行規則第五条第一項第一号の真偽確認書類として「住民票の写し」、「住民票記載事項証明書」または「広域交付住民票」を「社会保険労務士名簿の写し」に変更 社会保険労務士電子証明書にて受領書 (電子データ) による受領連絡を追加 社会保険労務士電子証明書の登録業務の移管に伴う申請書類および手順の変更 文言修正</p>

1. はじめに	7
1.1 概要.....	7
1.2 CP、CPS、加入者利用規定および利用者利用規定.....	8
1.3 連絡先.....	9
2 オブジェクト識別子.....	9
3 電子証明書	10
3.1 電子証明書の適用範囲.....	10
3.2 電子証明書の有効期間.....	10
3.3 電子証明書の内容.....	11
3.3.1 電子証明書の形式.....	11
3.3.2 名前に関する要件.....	11
3.3.3 加入者証明書の種類.....	13
3.3.4 登録情報	14
3.4 秘密鍵の所有を証明する方法.....	29
4 電子証明書の発行、取消.....	30
4.1 加入者証明書の発行.....	30
4.1.1 申込手続きおよび本人確認.....	30
4.1.2 加入者鍵ペア生成と電子証明書発行処理.....	47
4.1.3 電子証明書の受領.....	49
4.2 相互認証証明書の新規発行.....	50
4.2.1 相互認証申請.....	50
4.2.2 相互認証証明書の発行.....	50
4.2.3 相互認証証明書の授受.....	50
4.3 加入者証明書の更新.....	51
4.3.1 更新申込手続きおよび本人確認.....	51
4.3.2 加入者鍵ペア生成と電子証明書発行処理.....	51
4.3.3 電子証明書の受領.....	51
4.4 相互認証証明書の更新.....	51
4.4.1 相互認証の更新申請.....	51
4.4.2 相互認証証明書の更新.....	51
4.4.3 相互認証証明書の授受.....	52
4.5 加入者証明書の取消.....	52
4.5.1 取消申請者と取消事由.....	52

4.5.1.1 加入者の事由による取消.....	52
4.5.1.2 認証局の事由による取消.....	52
4.5.2 取消申請手続きおよび本人確認.....	53
4.5.3 電子証明書の取消処理.....	56
4.6 相互認証証明書の取消.....	56
5 加入者の鍵管理	57
5.1 加入者鍵ペアの生成と管理.....	57
6 電子証明書と CRL/ARL/FULLCRL のプロファイル.....	58
6.1 証明書プロファイル.....	58
6.2 CRL/ARL/FULLCRL プロファイル.....	60
7 仕様の管理	62
7.1 仕様変更手続き.....	62
7.1.1 変更の申請が必要な変更.....	62
7.1.2 変更の申請が必要でない変更.....	62
7.2 公表と告知方法.....	62
7.3 CP の承認手続き	62
8. 用語	63

1. はじめに

1.1 概要

セコムパスポート for G-ID 証明書ポリシー(Certificate Policy : 以下、「本 CP」という)は、電子証明書に関して、利用目的、適用範囲、セキュリティ基準、電子証明書の発行等に係る審査基準を示し、セコムパスポート for G-ID 認証運用規定 (Certification Practice Statement、: 以下、「CPS」という)、加入者*1 利用規定および利用者*2 利用規定によって規定される内容とともに、電子証明書発行に関するポリシーを規定するものである。

*1 : 加入者とは、セコムパスポート for G-ID サービス (以下、「本サービス」という) を利用し、電子証明書の発行を受ける個人をいう。

*2 : 利用者とは、本サービスで発行された電子証明書を信頼して利用する者をいい、署名検証者と同義である。

セコム認証サービスは、セコムトラストシステムズ株式会社 (以下、「セコムトラストシステムズ」という) が運営し、認証機関 (Certification Authority : 以下、「CA」という) として鍵管理を行い、電子証明書発行等を提供するサービスである。本 CP は、セコムトラストシステムズが提供するセコム認証サービスのうち、「電子署名及び認証業務に関する法律 : 平成 12 年法律第 102 号」(以下、「電子署名法」という) の特定認証業務の認定を取得した業務 (以下、「認定認証業務」という) を行う本サービスの電子証明書に適用する。発行する電子証明書は、CA の自己署名証明書、加入者用の電子証明書 (以下、「加入者証明書」という)、他の CA と相互認証する電子証明書 (以下、「相互認証証明書」という) および鍵更新時に発行するリンク証明書である。

本サービスで発行する加入者証明書は、個人とその公開鍵が一意に関連づけられることを証明する。加入者証明書には、加入者の所属する組織 (以下、「所属組織」という) の情報を登録することが出来る。本サービスの加入者は、本 CP、CPS および加入者利用規定の内容を加入者自身の利用目的に照らして評価し承諾する必要がある。また、利用者は、本 CP、CPS、利用者利用規定の内容を利用者自身の利用目的に照らして評価する必要がある。

本サービスの CA は、日本政府が運営する政府認証基盤 (Government Public Key Infrastructure : 以下、「GPKI」という) のブリッジ認証局 (Bridge CA : 以下、「BCA」という) と相互認証を行う。したがって、加入者は本サービスの加入者証明書をういて行政への申請や届出を電子的に行うことが可能となる。ただし、行政に対するすべての申請を行えるわけではない。加入者は自己の利用目的と加入者証明書の使用範囲を照らし合わせ、自己の責任のもと、加入者証明書の申請を行うこととする。更に行政への申請や届出は、加入者のアプリケーションに求められる要件に留意しなければならない。なお、BCA に対する相互認

証証明書の発行は、本サービスが「政府認証基盤におけるブリッジ認証局の相互認証基準について」（平成 13 年 4 月 25 日 行政情報化推進各省庁連絡会議幹事会了承）に定められた、BCA と相互認証を行うための基準に適合し、かつ BCA の意思決定組織による相互認証実施の決定に基づくものとする。

セコムトラストシステムズは、相互認証する CA に係る情報（相互認証証明書等）を、本サービスのリポジトリに公開する。

本 CP は、CA 業務に関する技術面、サービス面の発展や改良に伴い、それらを反映するために必要に応じ改訂されるものとする。

1.2 CP、CPS、加入者利用規定および利用者利用規定

セコムトラストシステムズは、本サービスの提供にあたり、自らのポリシーおよび保証ならびに加入者、利用者の義務等を、本 CP、CPS、加入者利用規定および利用者利用規定によって包括的に定める。なお、それぞれの文書間で内容が抵触する場合は、本 CP、CPS、加入者利用規定または利用者利用規定の順に優先して適用されるものとする。

これらの文書は、加入者、利用者および BCA がいつでも閲覧できるように本サービスのリポジトリに公開する

<http://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/>

<https://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/>

(1) CP

本 CP は、電子証明書の目的、適用範囲、証明書プロファイル、本人確認方法および加入者の鍵管理に関する事項を中心に記述した文書である。

(2) CPS

CPS は、本サービスの運用に係る事項および認証業務にかかわる一般的な規定を記述した文書である。CPS の記述は RFC2527 に準拠し、必要に応じて、本 CP、加入者利用規定および利用者利用規定を参照する。

(3) 加入者利用規定

加入者利用規定は、サービス内容や加入者の義務など、加入者とセコムトラストシステムズ間の契約内容を記述した文書である。

(4) 利用者利用規定

利用者利用規定は、利用者が本サービスで発行された電子証明書を信頼して利用するにあたっての規定を記述した文書であり、利用者に適用される。

1.3 連絡先

本 CP に関する問い合わせ先は CPS の問い合わせ先と同じであり、CPS に規定する。

2 オブジェクト識別子

本 CP には、登録された一意のオブジェクト識別子(以下、OID という)が割り当てられ、発行された電子証明書に示される。本 CP の OID および参照する CPS の OID は、次のとおりである。

CP/CPS	OID
セコムパスポート for G-ID 証明書ポリシー① (署名アルゴリズム: Sha1WithRSAEncryption)	1.2.392.200091.100.621.1
セコムパスポート for G-ID 証明書ポリシー② (署名アルゴリズム: Sha256WithRSAEncryption)	1.2.392.200091.100.621.11
セコムパスポート for G-ID 認証運用規定	1.2.392.200091.100.601.1

3 電子証明書

3.1 電子証明書の適用範囲

本 CP の対象とする加入者証明書は、認定認証業務のもとに発行される。発行対象は個人に限られ、加入者証明書の利用目的は電子署名である。なお、本サービスにおける加入者の氏名、住所および生年月日以外の属性（電子メールアドレス、組織名等）は、電子署名法の認定制度における認定の対象外である。

また、BCA に対して発行する相互認証証明書は、本 CP の対象とする。GPKI では BCA に接続する加入者証明書の利用目的として、電子署名が許可され、暗号化目的は意図されていない。

3.2 電子証明書の有効期間

本サービスにて発行する加入者証明書の有効期間は、発行の可否判断日から起算して最大 5 年未満である。なお、発行の可否判断日とは、セコムトラストシステムズが真偽確認を終了した日をいう。加入者証明書のタイプ B および行政書士電子証明書は、2 年または 3 年から加入者が有効期間を選択し、司法書士電子証明書、社会保険労務士電子証明書、土地家屋調査士電子証明書は、5 年未満の有効期間を設定する。

加入者証明書の有効期間の開始日は、セコムトラストシステムズが加入者からの利用申込を承諾したうえで、加入者証明書を生成した日をいい、加入者証明書の取得日は、「4.1.2 加入者鍵ペア生成と電子証明書発行処理」で定める方法により、加入者が加入者証明書を取得した日をいう。

なお、相互認証証明書の有効期間は 5 年以内とし、有効期間は別途 BCA と取り決めるものとする。

本サービスにて発行する加入者証明書の有効期間は以下のように設定する。

<タイプ B および行政書士電子証明書>

・2 年

有効期間：発行の可否判断日から 2 年 1 か月後の前日の 23:59:59

例) 2014 年 6 月 10 日 10:30:00 ～ 2016 年 7 月 9 日 23:59:59

・3 年

有効期間：発行の可否判断日から 3 年 1 か月後の前日の 23:59:59

例) 2014 年 6 月 10 日 10:30:00 ～ 2017 年 7 月 9 日 23:59:59

<司法書士電子証明書、社会保険労務士電子証明書、土地家屋調査士電子証明書>

・5 年

有効期間：発行の可否判断日から 5 年後の前日の 23:59:59

例) 2014年6月10日 10:30:00 ～ 2019年6月9日 23:59:59

ただし、司法書士電子証明書、社会保険労務士電子証明書は2014年2月から2014年10月までは有効期間4年の電子証明書を発行。

・4年

有効期間：発行の可否判断日から4年後の前日の23:59:59

例) 2014年6月10日 10:30:00 ～ 2018年6月9日 23:59:59

3.3 電子証明書の内容

3.3.1 電子証明書の形式

本サービスで発行する電子証明書は、X.509 Version 3 フォーマット証明書形式に従う。
電子証明書の記載情報は以下に記載する。

表 3.3-1 加入者証明書の基本情報<タイプB (基本型) >

表 3.3-2 加入者証明書の拡張フィールド<タイプB (基本型) >

表 3.3-3 加入者証明書の基本情報<タイプB (属性型) >

表 3.3-4 加入者証明書の拡張フィールド<タイプB (属性型) >

表 3.3-5 タイプB (属性型) の種類と登録可能な属性情報

表 3.3-6 加入者証明書の基本情報<行政書士電子証明書>

表 3.3-7 加入者証明書の拡張フィールド<行政書士電子証明書>

表 3.3-8 加入者証明書の基本情報<司法書士電子証明書>

表 3.3-9 加入者証明書の拡張フィールド<司法書士電子証明書>

表 3.3-10 加入者証明書の基本情報<社会保険労務士電子証明書>

表 3.3-11 加入者証明書の拡張フィールド<社会保険労務士電子証明書>

表 3.3-12 加入者証明書の基本情報<土地家屋調査士電子証明書>

表 3.3-13 加入者証明書の拡張フィールド<土地家屋調査士電子証明書>

表 3.3-14 相互認証証明書の基本情報

表 3.3-15 相互認証証明書の拡張フィールド

3.3.2 名前に関する要件

(1) 電子証明書の識別名

電子証明書発行者の名前と発行対象の名前は、X.500 の識別名 (Distinguished Name 以下、「DN」という) 形式に従って設定する。

(2) 意味のある名前の必要性

電子証明書に記される主体者名は、CA が発行対象を認証した名前と適切な範囲に関連したものでなければならない。認証の対象が個人である場合は加入者から申請された姓と名を

正確に反映させる。認証の対象が BCA である場合は BCA の指定する名称を反映させる。

(3) 名前の一意性

電子証明書に記される主体者名は、本サービスで発行したすべての電子証明書において、明瞭かつ一意とする。加入者に対しては CommonName と SerialNumber の組み合わせか CommonName と Uid の組み合わせで名前を一意に識別する。

(4) 名前の異議申し立ての解決手段

セコムトラストシステムズが証明する加入者の名前に関する異議申し立てについては、セコムトラストシステムズの責めに帰すべき事由がない場合、セコムトラストシステムズはすべての決定を行う権利を留保する。また、加入者相互間の紛争発生時には、まず当事者間での解決を図るものとし、これにより解決できない場合、セコムトラストシステムズが最終裁決者となる。紛争の当事者は、この裁定に拘束される。

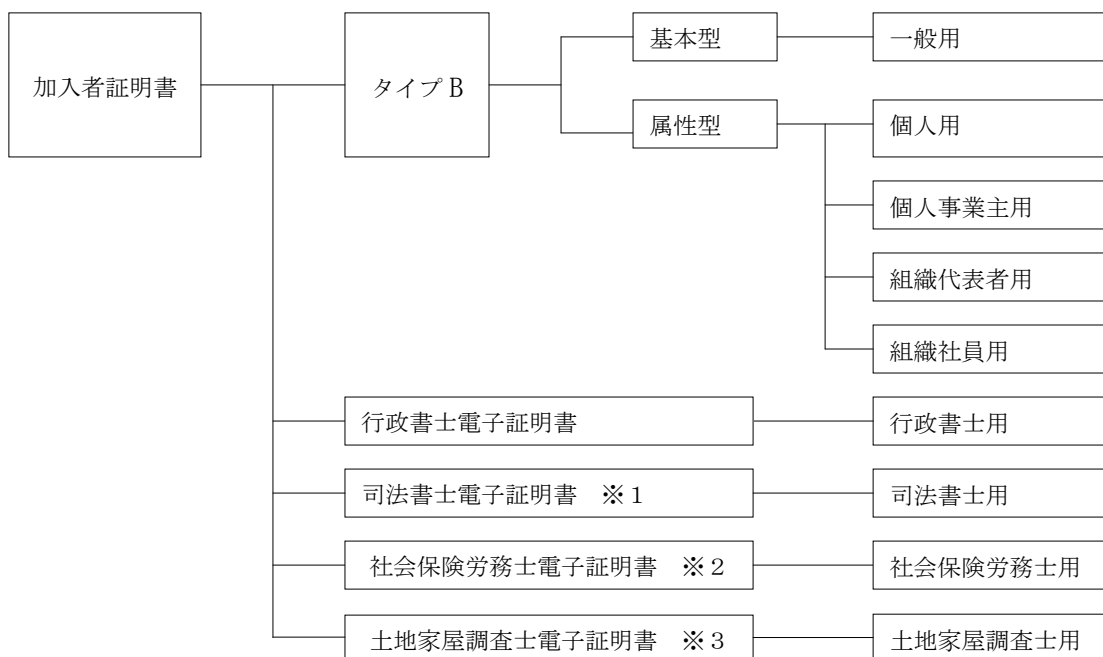
(5) 商標の取扱い

商標使用の権利については、商標所持者にすべての権利が留保されるものとする。セコムトラストシステムズは、必要に応じて、商標所持者に対し、商標に関する出願等の公的書類の提示を求めることがある。

3.3.3 加入者証明書の種類

本サービスで発行する加入者証明書の種類（10種類）は次のとおりである。

図 3.3-1 加入者証明書の種類



- ※1 司法書士電子証明書の発行に際しての登録局業務の一部は、日本司法書士会連合会（以下、「日司連」という）が行う。
- ※2 社会保険労務士電子証明書の発行に際しての登録局業務の一部は、全国社会保険労務士会連合会（以下、「社労士会連合会」という）が行う。（2017年10月31日まで）
- ※3 土地家屋調査士電子証明書の発行に際しての登録局業務の一部は、日本土地家屋調査士会連合会（以下、「日調連」という）が行う。

3.3.4 登録情報

(1) 加入者証明書

本サービスの加入者証明書の登録情報は次の表のとおりである。

表 3.3-1 加入者証明書の基本情報<タイプB (基本型)>

フィールド		識別情報 (例)
Issuer (発行者)	Country (国名)	c=JP (固定)
	Organization (組織名)	o=SECOM Trust.net Co., Ltd. (固定)
	Organization Unit (組織単位名)	ou=SECOM Passport for G-ID (固定)
Subject (主体者名)	Country (国名)	c=JP (固定)
	Organization (組織名)	o=SECOM Trust.net Co., Ltd. (固定)
	OrganizationUnit (組織単位名)	ou=SECOM Passport for G-ID (固定)
	OrganizationUnit (組織単位名)	ou=Members (固定)
	Common Name (加入者名)	(例) cn=Taro Shinsei (加入者から申請されたローマ字の氏名)
	Serial Number (シリアルナンバー)	(例) SerialNumber=B123456 (加入者証明書毎に割り振られるユニークな番号)
SerialNumber (発行番号)	シリアル番号	(例) 1234 5678 (加入者証明書の中で一意であり、取消時に CRL/fullCRLに公開される番号)
Validity (有効期間)	有効期間の開始	2年用 (例) 2013年06月10日10時30分00秒 3年用 (例) 2013年06月10日10時30分00秒
	有効期間の終了	2年用 (例) 2015年07月09日23時59分59秒 3年用 (例) 2016年07月09日23時59分59秒

※2008年4月25日まで、有効期間5年の電子証明書を発行

5年用 (例) 2006年6月10日10:30:00 ~ 2011年6月9日23:59:59

表 3.3-2 加入者証明書の拡張フィールド<タイプ B (基本型) >

フィールド	説明
KeyUsage	digitalSignature, nonRepudiation
CertificatePolicies	<p>【証明書ポリシー①の場合】 policyIdentifier 1.2.392.200091.100.621.1 policyQualifier (cpsuri) http://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/</p> <p>【証明書ポリシー②の場合】 policyIdentifier 1.2.392.200091.100.621.11 policyQualifier (cpsuri) http://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/</p>
SubjectAltName	加入者の電子メールアドレス (任意)
BasicConstraints	使用しない
CRLDistributionPoints	<p>【証明書ポリシー①の場合】 http://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/repository/CRL.crl cn=CRL<n>, (※1) ou=SECOM Passport for G-ID, o=SECOM Trust.net Co., Ltd., c=JP</p> <p>【証明書ポリシー②の場合】 http://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/repository1/CRL.crl cn=CRL<n>, (※1) ou=SECOM Passport for G-ID, o=SECOM Trust.net Co., Ltd., c=JP</p>
AuthorityKeyIdentifier	RFC5280 "4.2.1.1 Authority Key Identifier"に従う
SubjectKeyIdentifier	RFC5280 "4.2.1.2 Subject Key Identifier"に従う

(※1) エントリ数が一定量増えるたびに、CRL1, CRL2, CRL3, …, CRL<n>と n の値も増える。

表 3.3-3 加入者証明書の基本情報<タイプB (属性型)>

フィールド		識別情報 (例)
Issuer (発行者)	Country (国名)	c=JP (固定)
	Organization (組織名)	o=SECOM Trust.net Co., Ltd. (固定)
	Organization Unit (組織単位名)	ou=SECOM Passport for G-ID (固定)
Subject (主体者名)	Country (国名)	c=JP (固定)
	Organization (組織名)	o=SECOM Trust.net Co., Ltd. (固定)
	OrganizationUnit (組織単位名)	ou=SECOM Passport for G-ID (固定)
	OrganizationUnit (組織単位名)	ou=Members (固定)
	StateOrProvince (都道府県)	(例) s=Tokyoto (加入者から申請されたローマ字へボン式の住所) (任意)
	Locality (市区町村以下)	(例) l=Shibuyaku (加入者から申請されたローマ字へボン式の住所) (任意) ※規定文字数上、建物名は含まれません
	Common Name (加入者名)	(例) cn=Taro Shinsei (加入者から申請されたローマ字の氏名)
	Serial Number (シリアルナンバー)	(例) SerialNumber=B123456 (加入者証明書毎に割り振られるユニークな番号)
SerialNumber (発行番号)	シリアル番号 (例) 1234 5678 (加入者証明書の中で一意であり、取消時にCRL/fullCRLに公開される番号)	
Validity (有効期間)	有効期間の開始	2年用 (例) 2013年06月10日10時30分00秒 3年用 (例) 2013年06月10日10時30分00秒
	有効期間の終了	2年用 (例) 2015年07月09日23時59分59秒 3年用 (例) 2016年07月09日23時59分59秒

※2008年4月25日まで、有効期間5年の電子証明書を発行

5年用 (例) 2006年6月10日10:30:00 ~ 2011年6月9日23:59:59

表 3.3-4 加入者証明書の拡張フィールド<タイプ B (属性型) >

フィールド	説明
KeyUsage	digitalSignature, nonRepudiation
CertificatePolicies	<p>【証明書ポリシー①の場合】 policyIdentifier 1.2.392.200091.100.621.1 policyQualifier (cpsuri) http://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/</p> <p>【証明書ポリシー②の場合】 policyIdentifier 1.2.392.200091.100.621.11 policyQualifier (cpsuri) http://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/</p>
SubjectAltName (※1)	<p>Name=加入者の電子メールアドレス c=JP o= “組織名” ou= “組織代表者名” ou= “組織所在地” ou= “部門名” ou= “部門所在地” t= “肩書名” s= “加入者住所 (都道府県)” l= “加入者住所 (市区町村以下建物名含む)” ou= “生年月日 (西暦)” ou= “性別” cn= “加入者氏名 (漢字)” (本 CP「表 3.3-5 タイプ B (属性型) の種類と登録可能な属性情報」を参照)</p>
BasicConstraints	使用しない
CRLDistributionPoints	<p>【証明書ポリシー①の場合】 http://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/repository/CRL.crl cn=CRL<n>, (※2) ou=SECOM Passport for G-ID, o=SECOM Trust.net Co., Ltd., c=JP</p> <p>【証明書ポリシー②の場合】 http://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/repository1/CRL.crl cn=CRL<n>, (※2) ou=SECOM Passport for G-ID, o=SECOM Trust.net Co., Ltd., c=JP</p>
AuthorityKeyIdentifier	RFC5280 “4.2.1.1 Authority Key Identifier”に従う
SubjectKeyIdentifier	RFC5280 “4.2.1.2 Subject Key Identifier”に従う

- (※1) SubjectAltName に記載する漢字は JIS 第一水準および第二水準とする。
 (※2) エントリ数が一定量増えるたびに、CRL1, CRL2, CRL3, …, CRL<n>と n の値も増える。

表 3.3-5 タイプ B (属性型) の種類と登録可能な属性情報

タイプ B (属性型) の種類	属性情報
個人用	Name=加入者の電子メールアドレス (任意) c=JP s= “加入者住所 (都道府県)” l= “加入者住所 (市区町村以下建物名含む)” ou= “生年月日 (西暦)” ou= “性別” cn= “加入者氏名 (漢字)”
個人事業主用	Name=加入者の電子メールアドレス (任意) c=JP o= “組織名” ou= “組織代表者名” ou= “組織所在地” s= “加入者住所 (都道府県)” (任意) l= “加入者住所 (市区町村以下建物名含む)” (任意) ou= “生年月日 (西暦)” (任意) ou= “性別” (任意) cn= “加入者氏名 (漢字)” (任意)
組織代表者用	Name=加入者の電子メールアドレス (任意) c=JP o= “組織名” ou= “組織代表者名” ou= “組織所在地” t= “肩書名” (任意) s= “加入者住所 (都道府県)” (任意) l= “加入者住所 (市区町村以下建物名含む)” (任意) ou= “生年月日 (西暦)” (任意) ou= “性別” (任意) cn= “加入者氏名 (漢字)” (任意)
組織社員用	Name=加入者の電子メールアドレス (任意) c=JP o= “組織名” ou= “組織代表者名” ou= “組織所在地” ou= “部門名” ou= “部門所在地” t= “肩書名” (任意) s= “加入者住所 (都道府県)” (任意) l= “加入者住所 (市区町村以下建物名含む)” (任意) ou= “生年月日 (西暦)” (任意) ou= “性別” (任意) cn= “加入者氏名 (漢字)” (任意)

表 3.3-6 加入者証明書の基本情報<行政書士電子証明書>

フィールド		識別情報 (例)
Issuer (発行者)	Country (国名)	c=JP (固定)
	Organization (組織名)	o=SECOM Trust.net Co., Ltd. (固定)
	Organization Unit (組織単位名)	ou=SECOM Passport for G-ID (固定)
Subject (主体者名)	Country (国名)	c=JP (固定)
	Organization (組織名)	o= Japan Federation of Gyoseishoshi Lawyer's Associations (固定)
	Common Name (加入者名)	(例) cn=Taro Shinsei (加入者から申請されたローマ字の氏名)
	Title (肩書き)	(例) title=Gyoseishoshi Lawyer-99999999 (行政書士番号)
	Uid (ユーザーID)	(例) uid=999999999999 (加入者証明書毎に割り振られるユニークな番号)
SerialNumber (発行番号)	シリアル番号	(例) 1234 5678 (加入者証明書の中で一意であり、取消時に CRL/fullCRL に公開される番号)
Validity (有効期間)	有効期間の開始	2 年用 (例) 2013 年 06 月 10 日 10 時 30 分 00 秒 3 年用 (例) 2013 年 06 月 10 日 10 時 30 分 00 秒
	有効期間の終了	2 年用 (例) 2015 年 07 月 09 日 23 時 59 分 59 秒 3 年用 (例) 2016 年 07 月 09 日 23 時 59 分 59 秒

表 3.3-7 加入者証明書の拡張フィールド<行政書士電子証明書>

フィールド	説明
KeyUsage	digitalSignature, nonRepudiation
CertificatePolicies	<p>【証明書ポリシー①の場合】</p> <p>policyIdentifier 1.2.392.200091.100.621.1 policyQualifier (cpsuri) http://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/</p> <p>【証明書ポリシー②の場合】</p> <p>policyIdentifier 1.2.392.200091.100.621.11 policyQualifier (cpsuri)</p>

フィールド	説明
	http://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/
IssuerAltName	c=JP o=セコムトラストシステムズ株式会社 ou=セコムパスポート for G-ID
SubjectAltName	c=JP s=“事務所所在地（都道府県）” l=“事務所所在地（市区町村以下建物名含む）” o=“日本行政書士会連合会（固定）” o=“事務所の名称（漢字）” ou=“cid:999999999999”（※1） cn=“加入者氏名（漢字）” t=“行政書士（登録番号99999999）”
BasicConstraints	使用しない
CRLDistributionPoints	【証明書ポリシー①の場合】 http://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/repository/CRL.crl cn=CRL<n>,（※2） ou=SECOM Passport for G-ID, o=SECOM Trust.net Co., Ltd., c=JP 【証明書ポリシー②の場合】 http://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/repository1/CRL.crl cn=CRL<n>,（※2） ou=SECOM Passport for G-ID, o=SECOM Trust.net Co., Ltd., c=JP
AuthorityKeyIdentifier	RFC5280 “4.2.1.1 Authority Key Identifier”に従う
SubjectKeyIdentifier	RFC5280 “4.2.1.2 Subject Key Identifier”に従う

※ SubjectAltNameにJIS 第一水準および第二水準に含まれない漢字が含まれている場合は、JIS 第一水準および第二水準に含まれる漢字に置き換えることとする。

（※1）cidには、本CP「表 3.3-6 加入者証明書の基本情報<行政書士電子証明書>」のUid（加入者証明書毎に割り振られるユニークな番号）」と同一の値が登録される。

（※2）エントリ数が一定量増えるたびに、CRL1, CRL2, CRL3, …, CRL<n>とnの値も増える。

表 3.3-8 加入者証明書の基本情報<司法書士電子証明書>

フィールド		識別情報 (例)
Issuer (発行者)	Country (国名)	c=JP (固定)
	Organization (組織名)	o=SECOM Trust.net Co., Ltd. (固定)
	Organization Unit (組織単位名)	ou=SECOM Passport for G-ID (固定)
Subject (主体者名)	Country (国名)	c=JP (固定)
	Organization (組織名)	o= Japan Federation of Shiho-Shoshi Lawyer's Associations (固定)
	Common Name (加入者名)	(例) cn=SHINSEI TARO (加入者から申請されたローマ字の氏名)
	Uid (ユーザーID)	(例) uid=999999999999 (加入者証明書毎に割り振られるユニークな番号)
SerialNumber (発行番号)	シリアル番号	(例) 1234 5678 (加入者証明書の中で一意であり、取消時に CRL/fullCRL に公開される番号)
Validity (有効期間)	有効期間の開始	5年 (例) 2013年06月10日10時30分00秒
	有効期間の終了	5年 (例) 2018年06月09日23時59分59秒

※2014年2月1日～2014年10月31日まで、有効期間4年の電子証明書を発行
4年用 (例) 2014年2月10日10:30:00 ～ 2018年2月9日23:59:59

表 3.3-9 加入者証明書の拡張フィールド<司法書士電子証明書>

フィールド	説明
KeyUsage	digitalSignature, nonRepudiation
CertificatePolicies	<p>【証明書ポリシー①の場合】 policyIdentifier 1.2.392.200091.100.621.1 policyQualifier (cpsuri) http://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/</p> <p>【証明書ポリシー②の場合】 policyIdentifier 1.2.392.200091.100.621.11 policyQualifier (cpsuri) http://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/</p>
IssuerAltName	使用しない
SubjectAltName	<p>c=JP o=“日本司法書士会連合会（固定）” cn=“加入者氏名（漢字）” t=“簡裁訴訟代理等関係業務認定:999999（認定番号）”</p>
BasicConstraints	使用しない
CRLDistributionPoints	<p>【証明書ポリシー①の場合】 http://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/repository/CRL.crl cn=CRL<n>, (※1) ou=SECOM Passport for G-ID, o=SECOM Trust.net Co., Ltd., c=JP</p> <p>【証明書ポリシー②の場合】 http://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/repository1/CRL.crl cn=CRL<n>, (※1) ou=SECOM Passport for G-ID, o=SECOM Trust.net Co., Ltd., c=JP</p>
AuthorityKeyIdentifier	RFC5280 “4.2.1.1 Authority Key Identifier”に従う
SubjectKeyIdentifier	RFC5280 “4.2.1.2 Subject Key Identifier”に従う

※ SubjectAltName に JIS 第一水準および第二水準に含まれない漢字が含まれている場合で、日本語を使用する項目の文字は JIS 第 1 水準と JIS 第 2 水準の範囲の漢字に置き換え、置き換えのできない漢字についてはひらがなで記載する。

(※1) エントリ数が一定量増えるたびに、CRL1, CRL2, CRL3, …, CRL<n>と n の値も増える。

表 3.3-10 加入者証明書の基本情報<社会保険労務士電子証明書>

フィールド		識別情報 (例)
Issuer (発行者)	Country (国名)	c=JP (固定)
	Organization (組織名)	o =SECOM Trust.net Co., Ltd. (固定)
	Organization Unit (組織単位名)	ou=SECOM Passport for G-ID (固定)
Subject (主体者名)	Country (国名)	c=JP (固定)
	Organization (組織名)	o=JapanFederationOfLaborAndSocialSecurityAttorney'sAssociations (固定)
	Common Name (加入者名)	(例) cn= SHINSEI TARO (KYUSEI TARO) (加入者から申請されたローマ字の氏名) ※旧姓および通称名の場合は氏名の後の半角括弧() に記載する。
	Title (肩書き)	(例) title=Labor and Social Security Attorney- 12345678 (社会保険労務士登録番号)
	Uid (ユーザーID)	(例) uid=999999999999 (加入者証明書毎に割り振られるユニークな番号)
SerialNumber (発行番号)	シリアル番号	(例) 1234 5678 (加入者証明書の中で一意であり、取消時に CRL/fullCRL に公開される番号)
Validity (有効期間)	有効期間の開始	有効期間 5 年未満 (例) 2013 年 11 月 10 日 10 時 30 分 00 秒
	有効期間の終了	有効期間 5 年未満 (例) 2018 年 11 月 09 日 23 時 59 分 59 秒

※2014年2月1日～2014年10月31日まで、有効期間4年の電子証明書を発行
4年用 (例) 2014年2月10日 10:30:00 ～ 2018年2月9日 23:59:59

表 3.3-11 加入者証明書の拡張フィールド<社会保険労務士電子証明書>

フィールド	説明
KeyUsage	digitalSignature, nonRepudiation
CertificatePolicies	【証明書ポリシー①の場合】 policyIdentifier 1.2.392.200091.100.621.1 policyQualifier (cpsuri)

フィールド	説明
	http://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/ 【証明書ポリシー②の場合】 policyIdentifier 1.2.392.200091.100.621.11 policyQualifier (cpsuri) http://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/
IssuerAltName	使用しない
SubjectAltName	c=JP o= “全国社会保険労務士会連合会（固定）” ou= “事務所の名称または勤務先事業所名称” cn= “加入者氏名”（旧姓、または通称名）※旧姓および通称名の場合は氏名の後の全角括弧（）に記載する。 t= “社会保険労務士（登録番号：1 2 3 4 5 6 7 8）” （社会保険労務士登録番号） t= “会員種別”
BasicConstraints	使用しない
CRLDistributionPoints	【証明書ポリシー①の場合】 http://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/repository/CRL.crl cn=CRL<n>, (※1) ou=SECOM Passport for G-ID, o=SECOM Trust.net Co., Ltd., c=JP 【証明書ポリシー②の場合】 http://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/repository1/CRL.crl cn=CRL<n>, (※1) ou= SECOM Passport for G-ID, o= SECOM Trust.net Co., Ltd., c=JP
AuthorityKeyIdentifier	RFC5280 “4.2.1.1 Authority Key Identifier”に従う
SubjectKeyIdentifier	RFC5280 “4.2.1.2 Subject Key Identifier”に従う

※ SubjectAltName は c=JP 以外はすべて JIS 第一水準および第二水準の文字で記載する。
 登録する情報に JIS 第一水準および第二水準に含まれない漢字が含まれている場合は JIS 第1水準と JIS 第2水準の範囲の漢字に置き換える。

(※1) エントリ数が一定量増えるたびに、CRL1, CRL2, CRL3, …, CRL<n>と n の値も増える。

表 3.3-12 加入者証明書の基本情報<土地家屋調査士電子証明書>

フィールド		識別情報 (例)
Issuer (発行者)	Country (国名)	c=JP (固定)
	Organization (組織名)	o =SECOM Trust.net Co., Ltd. (固定)
	Organization Unit (組織単位名)	ou=SECOM Passport for G-ID (固定)
Subject (主体者名)	Country (国名)	c=JP (固定)
	Organization (組織名)	o=Japan Federation of Land-and-House Investigators Associations (固定)
	Common Name (加入者名)	(例) cn= Shinsei Taro (加入者から申請されたローマ字の氏名)
	Uid (ユーザーID)	(例) uid=999999999999 (加入者証明書毎に割り振られるユニークな番号)
SerialNumber (発行番号)	シリアル番号	(例) 1234 5678 (加入者証明書の中で一意であり、取消時に CRL/fullCRLに公開される番号)
Validity (有効期間)	有効期間の開始	有効期間 5年未満 (例) 2014年 10月 14日 10時 30分 00秒
	有効期間の終了	有効期間 5年未満 (例) 2019年 10月 13日 23時 59分 59秒

表 3.3-13 加入者証明書の拡張フィールド<土地家屋調査士電子証明書>

フィールド	説明
KeyUsage	digitalSignature, nonRepudiation
CertificatePolicies	policyIdentifier 1.2.392.200091.100.621.11 policyQualifier (cpsuri) http://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/
IssuerAltName	使用しない
SubjectAltName	c=JP o= “日本土地家屋調査士会連合会 (固定)” cn= “加入者氏名”
BasicConstraints	使用しない
CRLDistributionPoints	http://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/ repository1/CRL.crl cn=CRL<n>, (※1) ou= SECOM Passport for G-ID, o= SECOM Trust.net Co., Ltd., c=JP
AuthorityKeyIdentifier	RFC5280 “4.2.1.1 Authority Key Identifier”に従う
SubjectKeyIdentifier	RFC5280 “4.2.1.2 Subject Key Identifier”に従う

※ SubjectAltName に JIS 第一水準および第二水準に含まれない漢字が含まれている場合は、JIS 第 1 水準と JIS 第 2 水準の範囲の漢字に置き換え、置き換えのできない漢字についてはカタカナで記載する。

(※1) エントリ数が一定量増えるたびに、CRL1, CRL2, CRL3, …, CRL<n>と n の値も増える。

(2) 相互認証証明書

本サービスの相互認証証明書の登録情報は次の表のとおりである。

表 3.3-14 相互認証証明書の基本情報

フィールド		識別情報 (例)
Issuer (発行者)	Country (国名)	C=JP (固定)
	Organization (組織名)	o =SECOM Trust.net Co.,Ltd. (固定)
	Organization Unit (組織単位名)	ou=SECOM Passport for G-ID (固定)
Subject (主体者名)	Country (国名)	c=JP (固定)
	Organization (組織名)	o=相互認証先の指定する情報
	OrganizationUnit (組織単位名)	ou=相互認証先の指定する情報
	Common Name (相互認証先名称)	cn=相互認証先の指定する情報
SerialNumber (発行番号)	シリアル番号	(例) 1234 5678 (相互認証証明書の中で一意であり、取消時に ARL/fullCRL に公開される番号)
Validity (有効期間)	有効期間の開始	相互認証証明書の有効期間は 5 年以内とし、別途 BCA と取り決めるものとする。

本サービスの相互認証証明書の拡張フィールドは次の表のとおりである。

表 3.3-15 相互認証証明書の拡張フィールド

フィールド	説明
KeyUsage	keyCertSign cRLSign
CertificatePolicies	policyIdentifier 1.2.392.200091.100.621.11 policyQualifier (cpsuri) http://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/
SubjectAltName	使用しない
BasicConstraints	使用する (cA=TRUE)
PolicyMappings	issuerDomainPolicy 1.2.392.200091.100.621.11 subjectDomainPolicy 相互認証先の指定する情報 issuerDomainPolicy 1.2.392.200091.100.621.1 subjectDomainPolicy 相互認証先の指定する情報
PolicyConstraints	requireExplicitPolicy 0
CRLDistributionPoints	http://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/ repository1/CRL.crl cn=CRL<n>, (※1) ou=SECOM Passport for G-ID, o=SECOM Trust.net Co., Ltd., c=JP
AuthorityKeyIdentifier	RFC5280 "4.2.1.1 Authority Key Identifier" に従う
SubjectKeyIdentifier	RFC5280 "4.2.1.2 Subject Key Identifier" に従う

(※1) エントリ数が一定量増えるたびに、CRL1, CRL2, CRL3, …, CRL<n>と n の値も増える。

3.4 秘密鍵の所有を証明する方法

(1) 加入者の秘密鍵

加入者が、電子署名の対象である公開鍵と対になる秘密鍵の所有者であることの証明には、セコムトラストシステムズにおいて加入者の鍵ペアを生成することにより、公開鍵と秘密鍵との対応を結び付けるという方法をとる。また、その秘密鍵が安全かつ確実に加入者本人の手に渡ったという事実は、加入者からの受領の報告によって確認される。

(2) BCA の秘密鍵

本サービスでは、BCA から受け取った証明書発行要求 (Certificate Signing Request : 以下、「CSR」という) に対して、次の内容の検証を行い秘密鍵の所有を確認する。

- ・ CSR 自身の電子署名の検証を行い、内容が改ざんされていないことと、含まれている公開鍵と対になる秘密鍵で電子署名してあることを確認する。
- ・ CSR のフィンガープリントを BCA に確認し、公開鍵と実際の所有者名が対応することを確認する。
- ・ Subject 内の DN が BCA の名称に一致することを確認する。

4 電子証明書の発行、取消

4.1 加入者証明書の発行

4.1.1 申込手続きおよび本人確認

申込方法の詳細および利用用途の違いの詳細については、以下のセコムトラストシステムズホームページにて掲示する。なお、本サービスでは、電子証明書の利用用途の違いにより、申込方法が異なる。

<http://www.secomtrust.net/service/ninsyo/forgid.html>

本サービスは、加入者個人の真偽および申込の意思の確認を次の方法によって行う。

(1) 提出書類

本 CP、CPS、加入者利用規定および利用申込書の入手・記載・押印の方法については以下のいずれかより行うものとする。

利用申込書は「表 4.1-1 提出書類」にある該当サービスの提出書類とともに送付、または持参により提出する。提出する書類は信書に当たるため、送付により提出する場合は、「表 4.1-2 提出書類の送付先」の送付先に信書として送付する。

タイプ B および行政書士電子証明書

加入者は本 CP、CPS、加入者利用規定および利用申込書は、セコムトラストシステムズホームページで入手できる。加入者は、本 CP、CPS、加入者利用規定を読み、内容を承諾したうえで、利用申込書に加入者の自署および必要事項を記入し、実印を押印する。なお、加入者本人が電子署名法施行規則第五条第一項第一号イの身分証明書を提示し、利用申込書を窓口へ持参にて提出する場合には、実印の押印と印鑑登録証明書の提出は不要とし、認印を可とする。また、代理受取人を指定する場合は代理受取人の自署、実印を押印する。

司法書士電子証明書

加入者は、本 CP、CPS、加入者利用規定および利用申込書を日司連より入手する。加入者は、本 CP、CPS、加入者利用規定を読み、内容を承諾したうえで、利用申込書に加入者の自署および必要事項を記入し、認印を押印する。

社会保険労務士電子証明書

加入者は、本 CP、CPS、加入者利用規定および利用申込書を社労士会連合会より入手で

きる。

加入者は、本 CP、CPS、加入者利用規定を読み、内容を承諾したうえで、利用申込書に必要事項を記入し、実印を押印する。

土地家屋調査士電子証明書

加入者は、本 CP、CPS、加入者利用規定および利用申込書を日調連より入手できる。
加入者は、本 CP、CPS、加入者利用規定を読み、内容を承諾したうえで、利用申込書に必要事項を記入し、実印を押印する。

表 4.1-1 提出書類

<p>タイプ B (基本型)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用申込書 2 印鑑登録証明書 (発行日から 3 か月以内のもの) 注 9) 3 住民票の写し (発行日から 3 か月以内のもの) 注 7) 4 戸籍全部事項証明書または戸籍個人事項証明書 (発行日から 3 か月以内のもの) 注 8) 5 振込控えもしくは振込控えのコピー (原則必須とする) 注 1) 6 代理受取人の印鑑登録証明書 (発行日から 3 か月以内のもの) 注 4) 7 変更する氏名ローマ字を証明できる書類 (パスポート(身分事項のページ)のコピーまたは特別永住者証明書(両面)のコピーまたは在留カード(両面)のコピー) 注 10)
<p>タイプ B (属性型)</p>	<p>個人用</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用申込書 2 印鑑登録証明書 (発行日から 3 か月以内のもの) 注 9) 3 住民票の写し (発行日から 3 か月以内のもの) 注 7) 4 戸籍全部事項証明書または戸籍個人事項証明書 (発行日から 3 か月以内のもの) 注 8) 5 振込控えもしくは振込控えのコピー (原則必須とする) 注 1) 6 代理受取人の印鑑登録証明書 (発行日から 3 か月以内のもの) 注 4) 7 変更する氏名ローマ字を証明できる書類 (パスポート(身分事項のページ)のコピーまたは特別永住者証明書(両面)のコピーまたは在留カード(両面)のコピー) 注 10)
	<p>個人事業主用</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用申込書 2 印鑑登録証明書 (発行日から 3 か月以内のもの) 注 9) 3 住民票の写し (発行日から 3 か月以内のもの) 注 7) 4 戸籍全部事項証明書または戸籍個人事項証明書 (発行日から 3 か月以内のもの) 注 8) 5 振込控えもしくは振込控えのコピー (原則必須とする) 注 1) 6 代理受取人の印鑑登録証明書 (発行日から 3 か月以内のもの) 注 4) 7 個人事業主確認のための書類 <p>(1) 登記所・税務署・都道府県税事務所・都道府県労働局・日本年金機構等の公的機関、行政機関および認可法人等に提出された書類、または送られた書類であり、以下の要件①および②を満たす書類の原本 (もしくは控え) のコピーを 1 点提出する。 注 3)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 公的機関、行政機関および認可法人等の印、または受領印がある ② 申請事業所等の代表者名、事業所名および所在地が記載されているもの

		<p>上記（１）を満たす書類の例を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人事業開業届出書（受領印の日付から１年以内のもの） ・ 労働保険の概算保険料申告書（有期事業）（受領印の日付から１年以内のもの） ・ 労働保険の概算・確定保険料申告書（受領印の日付から１年以内のもの） ・ 健康保険/厚生年金の保険の算定基礎届（受領印の日付から１年以内のもの） ・ 健康保険/厚生年金の算定基礎届総括表附表（受領印の日付から１年以内のもの） ・ 所得税青色申告決算書（一般用）（受領印の日付から１年以内のもの） ・ 収支内訳書（一般用）（白色申告用）（受領印の日付から１年以内のもの） ・ 消費税の確定申告書（受領印の日付から１年以内のもの） ・ 事業税・住民税の中間・確定申告書（受領印の日付から１年以内のもの） ・ 納税証明書（発行日から１年以内のもの） ・ 営業証明書（発行日から１年以内のもの） ・ 所在証明書（発行日から１年以内のもの） ・ 社会保険料の領収書（発行日から１年以内のもの） ・ 労働保険料の領収書（発行日から１年以内のもの） ・ 宅地建物取引業者免許証（発行日から５年以内のもの） <p>なお、加入者が弁理士・弁護士・行政書士の場合は、（１）ではなく、以下書類を個人事業主確認のための書類として提出することができる。 注３）</p> <p>（２）加入者が弁理士の場合 日本弁理士会の押印があり、申請事業所等の代表者名、事務所名および所在地が記載されている日本弁理士会が発行する弁理士登録簿の登録事項に関する証明書（発行日から３か月以内のもの）</p> <p>（３）加入者が弁護士の場合 各都道府県弁護士会会長の押印があり、申請事業所等の代表者名、事務所名および所在地が記載されている各都道府県弁護士会が発行する会員証明書（発行日から３か月以内のもの）</p> <p>（４）加入者が行政書士の場合 日本行政書士会連合会会長の押印があり、申請事業所等の代表者名、事務所名および所在地が記載されている日本行政書士会連合会が（以下、「日行連」という）発行する登録事項証明書（発行日から３か月以内のもの）</p> <p>8 変更する氏名ローマ字を証明できる書類（パスポート（身分事項のページ）のコピーまたは特別永住者証明書（両面）のコピーまたは在留カード（両面）のコピー） 注１０）</p>
	組織代表者用	<p>1 利用申込書</p> <p>2 印鑑登録証明書（発行日から３か月以内のもの）注９）</p> <p>3 住民票の写し（発行日から３か月以内のもの）注７）</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 4 戸籍全部事項証明書または戸籍個人事項証明書（発行日から3か月以内のもの） 注8） 5 振込控えもしくは振込控えのコピー（原則必須とする） 注1） 6 代理受取人の印鑑登録証明書（発行日から3か月以内のもの） 注4） 7 所属組織の登記事項証明書または概要記録事項証明書（発行日から3か月以内のもの） 注5） 8 所属組織の印鑑証明書（発行日から3か月以内のもの） 注6） 9 変更する氏名ローマ字を証明できる書類（パスポート（身分事項のページ）のコピーまたは特別永住者証明書（両面）のコピーまたは在留カード（両面）のコピー） 注10）
組織社員用	<ul style="list-style-type: none"> 1 利用申込書 2 印鑑登録証明書（発行日から3か月以内のもの） 注9） 3 住民票の写し（発行日から3か月以内のもの） 注7） 4 戸籍全部事項証明書または戸籍個人事項証明書（発行日から3か月以内のもの） 注8） 5 振込控えもしくは振込控えのコピー（原則必須とする） 注1） 6 代理受取人の印鑑登録証明書（発行日から3か月以内のもの） 注4） 7 所属組織の登記事項証明書または概要記録事項証明書（発行日から3か月以内のもの） 注5） 8 所属組織の印鑑証明書（発行日から3か月以内のもの） 注6） 9 所属証明書（タイプB） 注2） 10 変更する氏名ローマ字を証明できる書類（パスポート（身分事項のページ）のコピーまたは特別永住者証明書（両面）のコピーまたは在留カード（両面）のコピー） 注10）
行政書士電子証明書	<ul style="list-style-type: none"> 1 利用申込書 2 印鑑登録証明書（発行日から3か月以内のもの） 注9） 3 住民票の写し（発行日から3か月以内のもの） 注7） 4 戸籍全部事項証明書または戸籍個人事項証明書（発行日から3か月以内のもの） 注8） 5 振込控えもしくは振込控えのコピー（原則必須とする） 注1） 6 代理受取人の印鑑登録証明書（発行日から3か月以内のもの） 注4） 7 変更する氏名ローマ字を証明できる書類（パスポート（身分事項のページ）のコピーまたは特別永住者証明書（両面）のコピーまたは在留カード（両面）のコピー） 注10）
司法書士電子証明書	<ul style="list-style-type: none"> 1 利用申込書（司法書士名簿の写しを含む） 2 振込控えもしくは振込控えのコピー（原則必須とする） 注1） 3 変更する氏名ローマ字を証明できる書類（住民票の写しまたはパスポート（身分事項のページ）のコピーまたは特別永住者証明書（両面）のコピーまたは在留カード（両面）のコピー） 注10）
社会保険労務士電子証明書	<ul style="list-style-type: none"> 社労士会連合会にて申込を受付ける場合 注11） 1 利用申込書 2 印鑑登録証明書（発行日から3か月以内のもの） 3 住民票の写し（発行日から3か月以内のもの） 注7）

	<p>4 戸籍全部事項証明書または戸籍個人事項証明書（発行日から3か月以内のもの 注8）</p> <p>5 振込控えもしくは振込控えのコピー（原則必須とする） 注1）</p> <p>6 ローマ字表記申請書 注10）</p> <p>セコムトラストシステムズにて申込を受付ける場合 注12）</p> <p>1 利用申込書（社会保険労務士名簿の写しを含む）</p> <p>2 印鑑登録証明書（発行日から3か月以内のもの）</p> <p>3 振込控えもしくは振込控えのコピー（原則必須とする） 注1）</p> <p>4 変更する氏名ローマ字を証明できる書類（住民票の写しまたはパスポート（身分事項のページ）のコピーまたは特別永住者証明書（両面）のコピーまたは在留カード（両面）のコピー）</p>
<p>土地家屋調査士電子証明書</p>	<p>1 利用申込書</p> <p>2 印鑑登録証明書（発行日から3か月以内のもの）</p> <p>3 住民票の写し（発行日から3か月以内のもの） 注7）</p> <p>4 戸籍全部事項証明書または戸籍個人事項証明書（発行日から3か月以内のもの） 注8）</p> <p>5 振込控えもしくは振込控えのコピー（原則必須とする） 注1）</p> <p>6 ローマ字表記申請書 注10）</p>

注1）セコムトラストシステムズとの取り決めにより、サービス料金の支払方法が異なる場合は不要とする。

注2）所属証明書は加入者の組織に関する属性情報を記載した書類で、セコムトラストシステムズが定める。

注3）審査に不要な情報（納税額等）はマジックインキや修正液などで消した書類でも受付可能とする。

注4）電子証明書の受取に代理受取人を指定する場合のみ必要とする。

注5）登記を必要としない法人（法令等の規定に基づき設置されている法人等）については、当該の法人を所管する官公庁から発行される公法人証明書等でも受付可能とする。

注6）登記を必要としない法人（法令等の規定に基づき設置されている法人等）については、当該の法人を所管する官公庁から発行される印鑑証明書等でも受付可能とする。

注7）[名前][住所][生年月日][性別]を証明する「住民票記載事項証明書」または「広域交付住民票」でも受付可能とする。

注8）加入者の氏名に旧姓を用いる場合のみ必要とする。

「戸籍謄本」または「戸籍抄本」でも受付可能とする。

注9）タイプBおよび行政書士電子証明書の加入者本人が電子署名法施行規則第五条第一項第一号イの身分証明書を提示し、利用申込書を窓口へ持参にて提出する場合には、利用申込に際し自署が必要である。その場合、実印の押印と印鑑登録証明書の提出は不要とし、認印を可とする。

注10）へボン式に抛らない氏名ローマ字を希望する場合のみ必要とする。

注11）提出書類の受付を2017年8月31日までとする。ただし、不備等による受付の延長

は 2017 年 10 月 31 日まで可能とする。
注 1 2) 提出書類の受付を 2017 年 8 月 26 日からとする。

表 4.1-2 提出書類の送付先

タイプ B	セコムトラストシステムズ
行政書士電子証明書	
司法書士電子証明書	日司連
社会保険労務士電子証明書	社労士会連合会(※1) セコムトラストシステムズ(※2)
土地家屋調査士電子証明書	日調連

なお、指定した方式以外の申込に関しては受付けない。また、代理人による申込に関しても受付けない。

※1 社労士会連合会にて提出書類を受付ける場合、送付先を2017年8月31日までとする。ただし、不備等による受付の延長は2017年10月31日まで可能とする。

※2 セコムトラストシステムズにて提出書類を受付ける場合、送付先を2017年8月26日からとする。

(2)利用申込書の記載事項

表 4.1-3 利用申込書記載事項

<p>タイプ B (基本型)</p>	<p>加入者情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申込書作成日 ・ お申し込み者氏名 (自署) ・ 実印の押印 注6) ・ お申し込みコード ・ 発行媒体 ・ 氏名(漢字)・氏名(ふりがな) ・ 旧姓(漢字)・旧姓(ふりがな) 注3) ・ 通称名 注4) ・ 住民票上の住所 ・ 生年月日 ・ 電話番号1 ・ 電話番号2 (任意) ・ 電子メールアドレス <p>証明書記載情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名(ローマ字) 注1) ・ 旧姓(ローマ字) 注3) ・ 通称名 (ローマ字) 注4) ・ 電子メールアドレス (任意) <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電子証明書の用途 ・ 電子証明書有効期間 ・ 領収書の有無 ・ 領収書の宛名 (任意) ・ サービス料金 <p>代理受取人情報 (任意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代理受取人氏名 (自署) ・ 実印の押印 ・ 代理受取人氏名・氏名 (ふりがな) ・ 代理受取人住所
<p>タイプ B (属性型)</p>	<p>加入者情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申込書作成日 ・ お申し込み者氏名 (自署) ・ 実印の押印 注7) ・ お申し込みコード ・ 発行媒体 ・ 氏名(漢字)・氏名(ふりがな) ・ 旧姓(漢字)・旧姓(ふりがな) 注3) ・ 通称名 注4) ・ 住民票上の住所

	<ul style="list-style-type: none">・ 住所(ふりがな) (任意)・ 生年月日・ 性別 (任意)・ 電話番号 1・ 電話番号 2 (任意)・ 電子メールアドレス <p>組織情報</p> <ul style="list-style-type: none">・ 組織名 (任意)・ 組織代表者名 (任意)・ 組織所在地 (任意)・ 部門名 (任意)・ 部門所在地 (任意)・ 肩書名 (任意) <p>証明書記載情報 注 2)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 氏名 (漢字) (任意)・ 旧姓 (漢字) (任意) 注 3)・ 通称名(漢字) (任意) 注 4)・ 氏名 (ローマ字) 注 1)・ 旧姓 (ローマ字) 注 3)・ 通称名 (ローマ字) 注 4)・ 住所 (漢字) (任意)・ 住所 (ローマ字) (任意) 注 1)・ 生年月日 (任意)・ 性別 (任意)・ 電子メールアドレス (任意)・ 組織名 (任意)・ 組織代表者名 (任意)・ 組織所在地 (任意)・ 部門名 (任意)・ 部門所在地 (任意)・ 肩書名 (任意) <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none">・ 電子証明書の用途・ 電子証明書有効期間・ 領収書の有無・ 領収書の宛名 (任意)・ サービス料金 <p>代理受取人情報 (任意)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 代理受取人氏名 (自署)・ 実印の押印・ 代理受取人氏名・氏名 (ふりがな)・ 代理受取人住所
--	---

<p>行政書士 電子証明書</p>	<p>加入者情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申込書作成日 ・ お申し込み者氏名（自署） ・ 実印の押印 注7) ・ お申し込みコード ・ 発行媒体 ・ 氏名(漢字)・氏名(ふりがな) ・ 旧姓(漢字)・旧姓(ふりがな) 注3) 注6) ・ 通称名 注4) 注6) ・ 住民票上の住所 ・ 生年月日 ・ 電話番号1 ・ 電話番号2（任意） ・ 電子メールアドレス <p>証明書記載情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名（漢字） ・ 氏名（ローマ字） 注1) ・ 旧姓（ローマ字） 注3) 注6) ・ 通称名（ローマ字） 注4) 注6) ・ 行政書士登録番号 ・ 事業所名 ・ 事務所所在地 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電子証明書の用途 ・ 電子証明書有効期間 ・ 領収書の有無 ・ 領収書の宛名（任意） ・ サービス料金 <p>代理受取人情報（任意）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代理受取人氏名（自署） ・ 実印の押印 ・ 代理受取人氏名・氏名（ふりがな） ・ 代理受取人住所
<p>司法書士 電子証明書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発送日 ・ 氏名（自署） ・ 認印の押印 ・ 生年月日(西暦) ・ 自宅住所 ・ 電子証明書の用途 <p>電子証明書記載情報 基本情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国名 ・ 組織名

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用会員氏名（ローマ字） 注1) ・ ユーザーID <p>拡張情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国名 ・ 組織名 ・ 簡裁訴訟代理等関係業務認定番号（司法書士名簿に登録されている場合） ・ 利用会員氏名（漢字） <p>【司法書士名簿の写し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発行日 ・ 所属会 ・ 登録番号 ・ 簡裁訴訟代理等関係業務認定番号 ・ 氏名(フリガナ) ・ 氏名(漢字) ・ 職名(フリガナ) ・ 職名(漢字) ・ 生年月日(西暦) ・ 自宅住所
<p>社会保険労務士 電子証明書</p>	<p>社労士会連合会にて申込を受付ける場合 注8)</p> <p>加入者情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名（漢字）・氏名（フリガナ） ・ 氏名（ローマ字） 注1) ・ 実印の押印 ・ 旧姓（漢字）・旧姓（フリガナ） 注3) 注6) ・ 通称名（漢字）・通称名（フリガナ） 注4) 注6) ・ 旧姓（ローマ字） 注3) ・ 通称名（ローマ字） 注4) ・ 自宅住所 ・ 生年月日 ・ 電子証明書用途 ・ 社会保険労務士登録番号 ・ 日中の連絡先 ・ 会員種別の選択 ・ 事務所名称または勤務先事業所名称 <p>セコムトラストシステムズにて申込を受付ける場合 注9)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発送日 ・ 社会保険労務士登録番号 ・ 会員氏名（漢字） ・ 実印の押印 ・ 生年月日（西暦） ・ 自宅住所 ・ 電子証明書の用途 <p>電子証明書記載情報</p>

	<p>基本情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国名 ・ 組織名 ・ 会員氏名（ローマ字） 注1) ・ 肩書き ・ ユーザーID <p>拡張情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国名 ・ 組織名 ・ 事務所名称 ・ 会員氏名（漢字） ・ 登録番号 ・ 会員種別 <p>【社会保険労務士名簿の写し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発行日 ・ 社会保険労務士登録番号 ・ 会員種別 ・ 会員氏名（漢字） ・ 会員氏名（フリガナ） ・ 通称名（漢字） 注3)注4)注5) ・ 通称名（フリガナ） 注3)注4)注6) ・ 生年月日（西暦） ・ 事務所名称または勤務先事業所名称 ・ 自宅住所
<p>土地家屋調査士 電子証明書</p>	<p>加入者情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所属調査士会 ・ 調査士登録番号 ・ 氏名（フリガナ） ・ 氏名（ローマ字）注1) ・ 氏名（漢字） ・ 実印の押印 ・ 住所 ・ 生年月日 ・ 職名（漢字）・職名（フリガナ） 注3)注6) ・ 日本名（漢字）・日本名（フリガナ） 注4)注6) ・ 職名（ローマ字） 注3) ・ 日本名（ローマ字） 注4) ・ 電子証明書用途 ・ 電話番号 ・ FAX 番号 ・ E-mail アドレス

注1) 原則へボン式ローマ字とする。

注2) 電子証明書記載情報（任意）項目については、「表 3.3-5 タイプ B（属性型）の種

類と登録可能な属性情報」を参照。

- 注3) 旧姓を職名として用いる場合のみ記載。ローマ字は、原則へボン式ローマ字とする。
- 注4) 外国籍の方で通称名（日本名）を職名として用いる場合のみ記載。ローマ字は、原則へボン式ローマ字とする。
- 注5) 原則へボン式ローマ字、または訓令式とする。（旧姓または通称名で申込する場合は、旧姓または通称名のローマ字）
- 注6) 行政書士電子証明書および社会保険労務士電子証明書の場合、各連合会に職名登録している旧姓、通称名を利用申込書の旧姓、通称名と同義とする。
司法書士電子証明書の場合、日司連に職名登録している旧姓（旧名も含む）、通称名を利用申込書の職名と同義とする。
日本土地家屋調査士電子証明書の場合、日調連に職名登録している旧姓、通称名をそれぞれ利用申込書の職名、日本名と同義とする。
- 注7) タイプBおよび行政書士電子証明書については、加入者本人が電子署名法施行規則第五条第一項第一号イの身分証明書を提示し利用申込書を窓口へ持参にて提出する場合には、利用申込に際し自署が必要である。その場合、実印の押印と印鑑登録証明書の提出は不要とし、認印を可とする。
- 注8) 利用申込書記載事項を2017年8月31日までとする。ただし、不備等による審査の延長は2017年10月31日まで可能とする。
- 注9) 利用申込書記載事項を2017年8月26日からとする。

(3) 書類審査

①タイプB

タイプB（基本型）

利用申込書に押印された実印の印影と「印鑑登録証明書」の印影を比較し、その一致をもって申込の意思および加入者の真偽を確認する（※1）。

利用申込書に記載された加入者の氏名または通称名、住所、生年月日が「住民票の写し」、「住民票記載事項証明書」または「広域交付住民票」の表記と一致していることを確認する（※2）。氏名に旧姓を用いる場合は「戸籍全部事項証明書」、「戸籍個人事項証明書」、「戸籍謄本」または「戸籍抄本」の表記と一致していることを確認する。なお、利用申込書へは、JIS第一水準および第二水準に含まれる漢字により略字を用いた記載を認める。

代理受取人の記載がある場合には、代理受取人の押印された実印の印影と「印鑑登録証明書」の印影を比較し、その一致をもって代理受取人の意思確認をする。

タイプB（属性型）

利用申込書に押印された実印の印影と「印鑑登録証明書」の印影を比較し、その一致をもって申込の意思および加入者の真偽を確認する（※1）。

利用申込書に記載された加入者の氏名または通称名、住所、生年月日が「住民票の写し」、「住民票記載事項証明書」または「広域交付住民票」の表記と一致していることを確認する（※2）。氏名に旧姓を用いる場合は「戸籍全部事項証明書」、「戸籍個人事項証明書」、「戸籍謄本」または「戸籍抄本」の表記と一致していることを確認する。なお、利用申込書へは、JIS 第一水準および第二水準に含まれる漢字により略字を用いた記載を認める。

代理受取人の記載がある場合には、代理受取人の押印された実印の印影と「印鑑登録証明書」の印影を比較し、その一致をもって代理受取人の意思確認を行う。

また、以下の用途別に提出された情報を確認する。

（個人用）

利用申込書に記載された性別が「住民票の写し」、「住民票記載事項証明書」または「広域交付住民票」の表記と一致していることを確認する（※2）。

（個人事業主用）

利用申込書に記載された性別が「住民票の写し」、「住民票記載事項証明書」または「広域交付住民票」の表記と一致していることを確認する（※2）。利用申込書に記載された組織名および住所が、個人事業主確認の為の提出書類の表記と一致していることを確認する。

（組織代表者用）

利用申込書に記載された性別が「住民票の写し」、「住民票記載事項証明書」または「広域交付住民票」の表記と一致していることを確認する（※2）。

利用申込書に記載された組織名、組織所在地および組織代表者名等が、「登記事項証明書」または「概要記録事項証明書」および「印鑑証明書」の表記と一致していることを確認する。なお、登記を必要としない法人（法令等の規定に基づき設置されている法人等）については、当該の法人を所管する官公庁から発行される「公法人証明書」等および「印鑑証明書」等の表記と一致していることを確認する。

（組織社員用）

利用申込書に記載された性別が「住民票の写し」、「住民票記載事項証明書」または「広域交付住民票」の表記と一致していることを確認する（※2）。

利用申込書に記載された組織名、組織所在地および組織代表者名等が、「登記事項証明書」または「概要記録事項証明書」、「印鑑証明書」および所属証明書（タイプ B）の表記と一致していることを確認する。なお、登記を必要としない法人（法令等の規定に基づき設置されている法人等）については、当該の法人を所管する官公庁から発行される「公法人証明書」等および「印鑑証明書」等の表記と一致していることを確認する。

また、所属証明書（タイプ B）に記載されている加入者氏名と利用申込書の加入者氏名が一致すること、印影が、「印鑑証明書」との比較により、一致していることを確認する。

②行政書士電子証明書

利用申込書に押印された実印の印影と「印鑑登録証明書」の印影を比較し、その一致をもって申込の意思および加入者の真偽を確認する（※1）。

利用申込書に記載された加入者の氏名または通称名、住所、生年月日が「住民票の写し」、「住民票記載事項証明書」または「広域交付住民票」の表記と一致していることを確認する（※2）。氏名に旧姓を用いる場合は「戸籍全部事項証明書」、「戸籍個人事項証明書」、「戸籍謄本」または「戸籍抄本」の表記と一致していることを確認する。なお、利用申込書へは、JIS第一水準および第二水準に含まれる漢字により略字を用いた記載を認める。

代理受取人の記載がある場合には、代理受取人の押印された実印の印影と「印鑑登録証明書」の印影を比較し、その一致をもって代理受取人の意思確認を行う。

また、利用申込書に記載された情報が行政書士名簿に登録されていることをセコムトラストシステムズが日行連に確認する。

③司法書士電子証明書

仮申込等による申込みの事実の有無を確認するため、本人限定受取郵便にて利用申込書（司法書士名簿の写しを含む）を送付し、加入者の自署が記載された利用申込書（司法書士名簿の写しを含む）の返信をもって申込の意思および司法書士である加入者の真偽を確認する。

利用申込書（司法書士名簿の写しを含む）に記載された司法書士である加入者の氏名、生年月日、自宅住所、拡張情報の利用会員氏名がそれぞれ「司法書士名簿の写し」の氏名（漢字）、生年月日、自宅住所、職名（漢字）と一致していることを確認する。なお、利用申込書（司法書士名簿の写しを含む）へは、JIS第一水準および第二水準に含まれる漢字により略字を用いた記載を認める。

セコムトラストシステムズは、司法書士電子証明書の発行に際して、加入者の司法書士資格が有効であるか、以下の項目について日司連に確認する。また、司法書士である加入者の簡裁訴訟代理等関係業務認定の有無についても併せて確認する。

- ・利用申込書に記載された氏名が司法書士名簿の登録内容と一致していること
- ・加入者が司法書士法に定める司法書士の登録が取り消されていないこと
- ・加入者が司法書士会会則に定めるみなし退会に該当していないこと

④社会保険労務士電子証明書

- ・社労士会連合会にて申込を受付ける場合（※3）

利用申込書に押印された実印の印影と「印鑑登録証明書」の印影を比較し、その一致をもって申込の意思および社会保険労務士である加入者の真偽を確認する。

利用申込書に記載された社会保険労務士である加入者の氏名、通称名、住所、生年月日が「住民票の写し」、「住民票記載事項証明書」または「広域交付住民票」の表記と一

致していることを確認する(※2)。氏名に旧姓を用いる場合は、「戸籍全部事項証明書」、「戸籍個人事項証明書」、「戸籍謄本」または「戸籍抄本」の表記と一致していることを確認する。なお、利用申込書へは、JIS第一水準および第二水準に含まれる漢字により略字を用いた記載を認める。

・セコムトラストシステムズにて申込を受付ける場合(※4)

利用申込書(社会保険労務士名簿の写しを含む)に押印された実印の印影と「印鑑登録証明書」の印影を比較し、その一致をもって申込の意思および社会保険労務士である加入者の真偽を確認する。

利用申込書(社会保険労務士名簿の写しを含む)に記載された社会保険労務士である加入者の氏名、生年月日、自宅住所、拡張情報の会員氏名がそれぞれ「社会保険労務士名簿の写し」の氏名(漢字)、生年月日、自宅住所、通称名(漢字)と一致していることを確認する。

なお、利用申込書(社会保険労務士名簿の写しを含む)へは、JIS第一水準および第二水準に含まれる漢字により略字を用いた記載を認める。

セコムトラストシステムズは、社会保険労務士電子証明書の発行に際して、加入者の社会保険労務士資格が有効であるか、以下の項目について確認する。

- ・利用申込書に記載された氏名、社会保険労務士登録番号、会員種別、事務所名称または勤務先事業所名称が社会保険労務士名簿の登録内容と一致していること
- ・加入者の社会保険労務士登録が抹消されていないこと
- ・加入者が社会保険労務士の業務の停止の処分を受けていないこと

⑤土地家屋調査士電子証明書

利用申込書に押印された実印の印影と「印鑑登録証明書」の印影を比較し、その一致をもって申込の意思および土地家屋調査士である加入者の真偽を確認する。

利用申込書に記載された土地家屋調査士である加入者の氏名、通称名、住所、生年月日が「住民票の写し」、「住民票記載事項証明書」または「広域交付住民票」の表記と一致していることを確認する(※2)。氏名に旧姓を用いる場合は、「戸籍全部事項証明書」、「戸籍個人事項証明書」、「戸籍謄本」または「戸籍抄本」の表記と一致していることを確認する。なお、利用申込書へは、JIS第一水準および第二水準に含まれる漢字により略字を用いた記載を認める。

セコムトラストシステムズは、土地家屋調査士電子証明書の発行に際して、加入者の土地家屋調査士資格が有効であるか、以下の項目について日調連に確認する。

- ・利用申込書に記載された氏名、所属調査士会、土地家屋調査士登録番号が土地家屋調査士名簿の内容と一致していること

- ・加入者が土地家屋調査士法に定める土地家屋調査士の登録が取り消されていないこと
- ・加入者が土地家屋調査士会を退会していないこと

(※1) 加入者本人が電子署名法施行規則第五条第一項第一号イの身分証明書を提示し、利用申込書を窓口へ持参にて提出する場合には、印鑑登録証明書の提出を不要とし、身分証明書の写真と本人の一致をもって加入者の真偽を確認し、利用申込書の自署により申込の意思確認をする。

(※2) 「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」は行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）の第2条第5項に規定する個人番号（マイナンバー）の記載がないものとするが、加入者本人が個人番号（マイナンバー）を記載した住民票を送付した場合には、個人番号（マイナンバー）を復元できない程度にマスキング（墨塗り）したうえで保管する。

(※3) 利用申込書の審査を2017年8月31日までとする。ただし、不備等による延長は2017年10月31日まで可能とする。

(※4) 利用申込書（社会保険労務士名簿の写しを含む）の審査を2017年8月26日からとする。

(4) 審査結果の通知

審査の過程で、提出書類の不備や記載内容の不備等により疑義が生じた場合、加入者に不備の内容について電子メールや郵便等を用いて通知し、必要書類の再提出などを要請する。審査結果が不適合となる場合は、電子メールまたは郵便等によりその旨通知する。

4.1.2 加入者鍵ペア生成と電子証明書発行処理

加入者証明書の種類と配付形式の対応方法は、「表 4.1-4 加入者証明書の種類と配付形式」に示す。

加入者の鍵ペア生成と加入者証明書の発行処理はセコムトラストシステムズにおいて行われる。発行処理が完了した後、秘密鍵、加入者証明書、PINコードおよびパスワードまたは識別番号は「表 4.1-5 加入者証明書の受渡し方法」に示す方法によって送付される。なお、本人限定受取郵便については「特例型」は使用しないものとする。利用申込書に代理受取人の指定がある場合は本人限定受取郵便の宛先が代理受取人に指定される。

表 4.1-4 加入者証明書の種類と配付形式

証明書の種類	証明書の配付形式		
		ダウンロード	媒体(CD-R)

タイプ B	○	○	—
行政書士電子証明書	○	—	—
司法書士電子証明書	○	—	—
社会保険労務士電子証明書	○	—	—
土地家屋調査士電子証明書	○	—	—

表 4. 1-5 加入者証明書の受渡し方法

証明書の種類	配付形式	受渡し方法
タイプ B および 行政書士 電子証明書	ダウンロード (代理受取人なし)	<p>【PIN コードおよびパスワードの送付方法】 加入者本人宛／本人限定受取郵便（基本型）</p> <p>【ダウンロード方法】 メールにて届く証明書ダウンロードサイトの URL にアクセスし、パスワードを入力して秘密鍵および加入者証明書をダウンロードする。</p>
	ダウンロード (代理受取人あり)	<p>【PIN コードの送付方法】 加入者本人宛／簡易書留</p> <p>【パスワードの送付方法】 代理受取人宛／本人限定受取郵便（基本型）</p> <p>【ダウンロード方法】 メールにて加入者本人宛に届く証明書ダウンロードサイトの URL にアクセスし、代理受取人から受取ったパスワードを入力して、秘密鍵および加入者証明書をダウンロードする。</p>
タイプ B	媒体 (CD-R) (代理受取人なし)	<p>【媒体 (CD-R) の送付方法】 加入者本人宛／本人限定受取郵便（基本型）</p> <p>【PIN コードの送付方法】 加入者本人宛／簡易書留</p>
	媒体 (CD-R) (代理受取人あり)	<p>【媒体 (CD-R) の送付方法】 代理受取人宛／本人限定受取郵便（基本型）</p> <p>【PIN コードの送付方法】 加入者本人宛／簡易書留</p>
司法書士 電子証明書	ダウンロード (代理受取人なし)	<p>【PIN コードおよび識別番号の送付方法】 加入者本人宛／本人限定受取郵便（基本型）</p> <p>【ダウンロード方法】</p>

		日司連ホームページより専用のダウンロードツールを取得し、識別番号と PIN コードを入力して秘密鍵および加入者証明書をダウンロードする。
社会保険労務士 電子証明書	ダウンロード (代理受取人なし)	<p>【PIN コードおよび識別番号の送付方法】 加入者本人宛／本人限定受取郵便（基本型）</p> <p>【ダウンロード方法】 社労士会連合会ホームページより専用のダウンロードツールを取得し、識別番号と PIN コードを入力して秘密鍵および加入者証明書をダウンロードする。</p>
土地家屋調査士 電子証明書	ダウンロード (代理受取人なし)	<p>【PIN コードおよび識別番号の送付方法】 加入者本人宛／本人限定受取郵便（基本型）</p> <p>【ダウンロード方法】 日調連ホームページより専用のダウンロードツールを取得し、識別番号と PIN コードを入力して秘密鍵および加入者証明書をダウンロードする。</p>

4.1.3 電子証明書の受領

加入者は、セコムトラストシステムズが生成、発行した、秘密鍵および加入者証明書を受領した後、速やかに加入者証明書の記載情報に過誤のないことを確認するものとする。もし、加入者証明書の記載情報に過誤があった場合や、媒体（CD-R）または IC カードの加入者証明書において不良、不具合等があった場合、速やかにセコムトラストシステムズに加入者証明書の修正を求めるものとする。

内容に過誤が無ければ、セコムトラストシステムズまで以下のいずれかの方法により受領報告を行うものとする。

タイプ B および行政書士電子証明書

- ・ 受領書へ実印の押印をし、「表 4.1-2 提出書類の送付先」の送付先に信書として送付する。
- ・ 受領した加入者証明書に係る電子署名を付した電子メールでの受領報告（タイプ B で証明書に電子メールアドレスが記載されている場合のみ）
- ・ 受領書へ認印を押印し、加入者本人が電子署名法施行規則第五条第一項第一号イの身分証明書を提示したうえで受領書を窓口へ持参にて提出する。

司法書士電子証明書

- ・ 受領書(紙)へ申込時の認印を押印し、「表 4.1-2 提出書類の送付先」の送付先に信書として送付する。申込時と印章が異なる場合は印鑑登録証明書を添付のうえ、実印を押印し送付する。

- ・ 受領した加入者証明書に係る電子署名を付した受領書（電子データ）を電子的に日司連宛に送付する。

社会保険労務士電子証明書

- ・ 受領書（紙）へ実印を押印し、受領書（紙）に記載されている「表 4. 1-2 提出書類の送付先」のいずれかの送付先に信書として送付する。申込時と実印が異なる場合は印鑑登録証明書を添付する。
- ・ 受領した加入者証明書に係る電子署名を付した受領書（電子データ）を電子的にセコムトラストシステムズ宛に送付する。

土地家屋調査士電子証明書

- ・ 受領書へ実印を押印し、「表 4. 1-2 提出書類の送付先」の送付先に信書として送付する。申込時と実印が異なる場合は印鑑登録証明書を添付する。

発行日から一定期間を経過しても、加入者からの受領報告が得られない場合は、必要に応じて加入者へ受領報告を促す通知を行う。それでもなお、受領報告が得られない場合は、加入者証明書の送付日から 30 日を経過した日に、該当する加入者証明書の取消を行うことができる。

4.2 相互認証証明書の新規発行

4.2.1 相互認証申請

セコムトラストシステムズは、BCA の定める手続きに基づき相互認証の申請を行う。

4.2.2 相互認証証明書の発行

セコムトラストシステムズは、BCA から提出された証明書発行要求に対して、CA 秘密鍵により電子署名し相互認証証明書を発行する。

セコムトラストシステムズは、証明書発行要求を作成し、BCA に対し相互認証証明書の発行を依頼する。

4.2.3 相互認証証明書の授受

セコムトラストシステムズは、BCA の定める手続きに基づき証明書発行要求および相互認証証明書の受渡しを行う。セコムトラストシステムズは、受渡しに関して BCA から受領書を受取ることにより受領確認をする。

4.3 加入者証明書の更新

4.3.1 更新申込手続きおよび本人確認

本サービスは、加入者証明書の有効期間満了の 30 日以上前に加入者宛てに更新案内の通知を行う。加入者証明書の更新申請方法は、新規発行と同様の方法で申請とする。

(1) 提出書類

加入者証明書の更新申請時の提出書類およびその申請方法は、本 CP「4.1.1 申込手続きおよび本人確認 (1) 提出書類」と同様の方法とする。

(2) 書類審査

更新申請時の加入者の真偽の確認は、本 CP「4.1.1 申込手続きおよび本人確認 (3) 書類審査」と同様の方法とする。

(3) 審査結果の通知

本サービスは、申請内容を確認後、本 CP「4.1.1 申込手続きおよび本人確認 (4) 審査結果の通知」と同様の方法により審査結果を通知する。

4.3.2 加入者鍵ペア生成と電子証明書発行処理

セコムトラストシステムズが更新申請を受理し本人確認を行った後、本 CP「4.1.2 加入者鍵ペア生成と電子証明書発行処理」と同様の方法により、新しい秘密鍵、加入者証明書、PIN コードならびにパスワードまたは識別番号を発行し送付する。

4.3.3 電子証明書の受領

加入者は加入者証明書受領後、「4.1.3 電子証明書の受領」と同様の方法により受領報告を行うものとする。

4.4 相互認証証明書の更新

4.4.1 相互認証の更新申請

セコムトラストシステムズは、BCA の定める手続きに基づき相互認証の更新申請を行う。

4.4.2 相互認証証明書の更新

相互認証証明書の更新は、本 CP「4.2.2 相互認証証明書の発行」と同様の方法により行う。

4.4.3 相互認証証明書の授受

相互認証証明書の授受は、本 CP「4.2.3 相互認証証明書の授受」と同様の方法により行う。

4.5 加入者証明書の取消

4.5.1 取消申請者と取消事由

4.5.1.1 加入者の事由による取消

加入者は、自らの判断に基づいて加入者証明書の取消申請を行うことができる。ただし、次の事由が発生した場合、加入者は、セコムトラストシステムズに加入者証明書の取消申請を行わなければならない。

- ・ 加入者証明書の記載情報に変更があった場合
- ・ 加入者の秘密鍵が危殆化した（盗難・漏えい・PIN コード紛失等により他人に使用され得る状態。（以下、同じ））またはそのおそれがある場合
- ・ 加入者証明書の利用を中止する場合
- ・ 電子証明書を誤って消去し使用できなくなった場合

4.5.1.2 認証局の事由による取消

また、セコムトラストシステムズは、次の事由に該当すると判断した場合、加入者証明書の取消を行う。

(1) 全加入者証明書共通の取消事由

- ・ 加入者証明書の記載情報に変更があった事実を確認した場合
- ・ CA および加入者の秘密鍵が危殆化した、もしくはそのおそれがある場合
- ・ 受領期限を経過しても加入者から受領報告が得られない場合
- ・ ダウンロードの失敗、媒体（CD-R）・IC カードの初期不良等により加入者証明書が正しく受領できない場合
- ・ 加入者または所属組織が、本 CP、CPS、その他の契約、規則、法律に基づく義務を履行していない場合
- ・ 加入者側が暴力団等反社会的勢力であることが判明した場合、または暴力、脅迫、その他の犯罪を手段とする要求や法的な責任を超えた不当な要求を行った場合
- ・ 加入者証明書の記載情報に誤りがあった場合
- ・ セコムトラストシステムズが本サービスを終了する場合
- ・ その他、セコムトラストシステムズが取消を必要と判断した場合

(2) タイプ B および行政書士電子証明書に関する取消事由

- ・ 加入者の退職、異動、死亡等の理由により加入者自身から取消申請が困難な場合

(3) 行政書士電子証明書に関する取消事由

- ・ 日行連から行政書士法第7条(登録の抹消)および同法第14条(行政書士に対する懲戒)に基づく「行政書士資格喪失(停止)者のご連絡」文書を受領した場合(行政書士電子証明書)
- (4) 司法書士電子証明書に関する取消事由
- ・ 日司連から、司法書士法に定める司法書士の登録が取り消された旨の連絡を受けた場合
 - ・ 日司連から司法書士会会則に定めるみなし退会に該当した旨の連絡を受けた場合
- (5) 社会保険労務士電子証明書に関する取消事由
- ・ 社労士会連合会から、社会保険労務士でなくなった旨の連絡を受けた場合
 - ・ 社労士会連合会から、社会保険労務士の業務の停止となった旨の連絡を受けた場合
- (6) 土地家屋調査士電子証明書に関する取消事由
- ・ 日調連から、土地家屋調査士法の規定により土地家屋調査士名簿の登録が取り消された旨の連絡を受けた場合
 - ・ 日調連から、日本土地家屋調査士会連合会会則に定める退会に該当した旨の連絡を受けた場合

取消後に再び加入者証明書の発行を希望する場合、加入者は、「4.1.1 申込手続きおよび本人確認」で定める申請時と同様の方法によって申請を行う。本サービスは改めて提出された書類をもとに、書類審査を行う。

4.5.2 取消申請手続きおよび本人確認

取消申請の方法は、取消申請書を「表 4.1-2 提出書類の送付先」に示す送付先に信書として送付する方法、または持参により提出する方法のいずれかとする。なお、緊急時にはFAXによる申請も受け付けることを可能とするが、申請後加入者は必ず取消申請書の原本を信書として送付、または持参により提出するものとする。また、加入者本人から取消申請が出来ない場合は、第三者からの届出を可能とする(タイプBおよび行政書士電子証明書のみ)が、第三者による届出の場合にはFAXによる申請は受け付けられないものとする。

本サービスは、加入者からの取消申請を営業日の受付時間に受付処理し、次の方法によって本人確認および申請内容の確認を行った後に受付日時からすみやかに取消処理を行い、処理結果を加入者に通知する。

取消申請の真偽の確認方法は、次のとおりである。

(1) 取消申請書による取消申請(信書として送付または持参)

取消申請書による申請の場合の本人確認方法は、利用申込時に受領した申請書類との記載内容の比較により、内容の一致を確認する。

押印された印鑑が利用申込時と異なる場合、「印鑑登録証明書」を添付する。氏名が利用

申込時と異なる場合、「戸籍全部事項証明書」、「戸籍個人事項証明書」、「戸籍謄本」または「戸籍抄本」を添付する。氏名が利用申込時と異なる場合で外国籍の方は「住民票の写し」、「住民票記載事項証明書」または「広域交付住民票」を添付する。

社会保険労務士電子証明書(※1)の場合、利用申込時点から住所を変更した場合は、「住民票の写し」、「住民票記載事項証明書」または「広域交付住民票」を添付する。

「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」は行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号）の第 2 条第 5 項に規定する個人番号（マイナンバー）の記載がないものとするが、加入者本人が個人番号（マイナンバー）を記載した住民票を送付した場合には、個人番号（マイナンバー）を復元できない程度にマスキング（墨塗り）したうえで保管する。

取消申請書への記載事項は次のとおりである。

(※1) 2017 年 8 月 31 日までとする。ただし、不備等による延長は 2017 年 10 月 31 日まで可能とする。

表 4.1-6 取消申請書記載事項

タイプ B および行政書士電子証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請日 ・ お申し込みコード ・ 氏名（自署）（外国籍の方は通称名） 注 1) ・ 実印の押印 注 2) 注 4) ・ 電話番号 1 ・ 電話番号 2（任意） ・ 取消申請理由
司法書士電子証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取消理由 ・ 取消申請年月日 ・ 氏名（フリガナ） ・ 氏名（漢字） ・ 利用申込時の印章を押印 注 3) ・ 生年月日 ・ 所属会および登録番号 ・ 自宅住所 ・ 連絡先（TEL） ・ 電子証明書の再申込用利用申込書の送付希望の有無 ・ 氏名の変更、印章の変更の有無
社会保険労務士電子証明書	<p>社労士会連合会にて申請を受付ける場合 注 5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名（フリガナ） ・ 氏名（漢字） ・ 実印の押印 ・ 旧姓または通称名（フリガナ） 注 1) ・ 旧姓または通称名（漢字） 注 1) ・ 自宅住所 ・ 生年月日 ・ 社会保険労務士登録番号 ・ ユーザー ID

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発行年月日 ・ 取消申請事由 <p>セコムトラストシステムズにて申請を受付ける場合 注6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取消理由 ・ 取消申請年月日 ・ 氏名 (フリガナ) 注1) ・ 氏名 (漢字) 注1) ・ 実印の押印 注4) ・ 生年月日 (西暦) ・ 社会保険労務士登録番号 ・ 自宅住所 ・ 連絡先 (TEL) ・ 氏名の変更、実印の変更の有無 ・ 電子証明書の継続利用希望有無
<p>土地家屋調査士 電子証明書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名 (漢字) ・ 職名または日本名 (漢字) 注1) ・ 実印の押印 注4) ・ 調査士登録番号 ・ 取消申請事由 ・ 住所 ・ 電話番号 ・ FAX 番号 ・ E-mail アドレス

注1) 社会保険労務士電子証明書の場合、社労士会連合会に職名登録している旧姓、通称名を取消申請書の旧姓、通称名と同義とする。

日本土地家屋調査士電子証明書の場合、日調連に職名登録している旧姓、通称名をそれぞれ取消申請書の職名、日本名と同義とする。

注2) タイプBおよび行政書士電子証明書については、加入者本人が電子署名法施行規則第五条第一項第一号イの身分証明書を提示し取消申請書を窓口へ持参にて提出する場合には、取消申請書への実印の押印を不要とし、認印を可とする。

注3) 利用申込時に押印した印章に変更がある場合は、実印を押印のうえ、印鑑登録証明書を添付する。

注4) 利用申込時に押印した実印に変更がある場合は、印鑑登録証明書を添付する。

注5) 2017年8月31日までとする。ただし、不備等による延長は2017年10月31日まで可能とする。

注6) 2017年8月26日からとする。

(2) 緊急時のFAXによる申請

緊急時のFAXによる申請の場合は、送信された取消申請書 (FAX) の内容と利用申込時に受領した申請書類との記載内容の比較により、内容の一致を確認する。なお、取消申請書 (原本) は別途提出するものとし、後日、提出された取消申請書 (原本) の内容と利用申込時に

受領した申請書類との記載内容を再度比較し、内容の一致を確認する。

(3) 第三者からの取消の届出（タイプ B および行政書士電子証明書のみ）

組織の退職、異動、解雇、社名変更、移転、加入者が死亡した等により加入者本人から取消申請が出来ない場合は、第三者からの届出を必要とする。

提出書類は次のとおりである。

- ・ 取消届出書
- ・ 事実が確認できる書類（例：加入者死亡の場合は「戸籍全部事項証明書」、「戸籍個人事項証明書」、「戸籍謄本」、「戸籍抄本」または「住民票の除票」等）

また、取消届出書への記載は次のとおりである。

表 4. 1-7 取消届出書記載事項

タイプ B および 行政書士電子証明書	第三者の情報 ・ 氏名 ・ 住所 ・ 電話番号 ・ 電子メール 加入者の情報 ・ 加入者氏名 ・ 対象のシリアル番号またはお申し込みコード ・ 加入者住所 ・ 加入者生年月日 ・ 取消事由
------------------------	--

加入者情報は利用申込時に受領した申請書類と比較により、内容の一致を確認する。

取消事由が事実であるかどうかは提出された確認書類により行う。

4. 5. 3 電子証明書の取消処理

加入者証明書の取消はセコムトラストシステムズにおいて行われる。

取消処理の完了後、本サービスのタイプ B および行政書士電子証明書および社会保険労務士電子証明書の場合は加入者に電子メール、電話または郵便にて完了の報告を行い、司法書士電子証明書、土地家屋調査士電子証明書は郵便により完了の報告を行う。また、第三者から届出があった場合は、加入者に加え第三者宛に電子メール、電話または郵便により完了の報告を行う。取消をした加入者証明書の情報は、CRL/fullCRL に公開される。

4. 6 相互認証証明書の取消

セコムトラストシステムズまたは BCA に次の相互認証証明書取消事由が発生した場合、セコムトラストシステムズは速やかに BCA に対し相互認証証明書の取消申請を行い、相互認証証明書の取消を行う。取消をした相互認証証明書の情報は、ARL/fullCRL に公開される。

- 相互認証証明書記載の情報に変更があった場合
- 相互認証業務に係る義務を怠った場合
- 相互認証業務を終了する場合
- 相互認証証明書を更新する場合
- CA 秘密鍵が危殆化したまたはそのおそれがあると判断された場合

5 加入者の鍵管理

5.1 加入者鍵ペアの生成と管理

加入者の鍵ペアの生成はセコムトラストシステムズにおいて行われる。加入者は、受領した秘密鍵およびそれに係る PIN コードを、盗難、紛失、他者による不正利用等を防ぐことに対し十分な注意を払い、安全に管理しなければならない。

6 電子証明書と CRL/ARL/fullCRL のプロファイル

6.1 証明書プロファイル

本サービスが発行する電子証明書は、X.509 フォーマット証明書形式のバージョン 3 に従う。証明書プロファイルは、表 6.1-1～表 6.1-2 のとおりである。

○…必須

×…使用しない

△…オプション

表 6.1-1 証明書のプロファイルー基本領域

フィールド	自己署名	自己発行	加入者証明書	相互認証証明書	備考
version	○	○	○	○	1
serialNumber	○	○	○	○	
signature	○	○	○	○	2
issuer	○	○	○	○	4
validity	○	○	○	○	3
subject	○	○	○	○	4
subjectPublicKeyInfo	○	○	○	○	5
issuerUniqueID	×	×	×	×	
subjectUniqueID	×	×	×	×	
1 v3(2) 2 algorithm は、sha1withRSAEncryption (1 2 840 113549 1 1 5) または sha256withRSAEncryption (1 2 840 113549 1 1 11) を使用 3 UTCTime 4 UTF8String 5 algorithm は、rsaEncryption (1 2 840 113549 1 1 1) を使用					

表 6.1-2 証明書プロファイルー拡張領域

フィールド	critical flag※	自己署名	自己発行	加入者証明書	相互認証証明書	備考
authorityKeyIdentifier	N	○	○	○	○	
keyIdentifier	-	○	○	○	○	1
subjectKeyIdentifier	N	○	○	○	○	
keyIdentifier	-	○	○	○	○	1
keyUsage	C	○	○	○	○	2
digitalSignature	-	×	×	○	×	
nonRepudiation	-	×	×	○	×	
keyEncipherment	-	×	×	×	×	
dataEncipherment	-	×	×	×	×	
keyAgreement	-	×	×	×	×	
keyCertSign	-	○	○	×	○	

cRLSign	-	○	○	×	○	
encipherOnly	-	×	×	×	×	
decipherOnly	-	×	×	×	×	
extendedKeyUsage	N	×	△	×	×	3
certificatePolicies	C	×	○	○	○	4
policyIdentifier	-	×	○	○	○	
policyQualifiers	-	×	×	○	○	5
policyMappings	N	×	×	×	○	
subjectAltName	C	×	×	△	×	6
issuerAltName	N	×	×	△	×	
basicConstraints	C	○	○	×	○	2
cA	-	○	○	×	○	
pathLenConstraint	-	×	×	×	×	
nameConstraints	-	×	×	×	×	
permittedSubtrees	-	×	×	×	×	
base	-	×	×	×	×	
minimum	-	×	×	×	×	
maximum	-	×	×	×	×	
excludedSubtrees	-	×	×	×	×	
policyConstraints	C	×	×	×	○	
requireExplicitPolicy	-	×	×	×	○	8
inhibitPolicyMapping	-	×	×	×	×	
cRLDistributionPoints	N	○	○	○	○	
distributionPoint	-	○	○	○	○	
fullName	-	○	○	○	○	7
subjectDirectoryAttr	N	×	×	△	×	
inhibitAnyPolicy	C	×	×	×	△	
freshestCRL	N	×	×	×	×	
authorityInfoAccess	N	△	△	△	△	
subjectInfoAccess	N	×	×	×	×	
※ その拡張情報が重要であるか否かを示すフラグ” C (critical) ”、” N (non-critical) ”を指定 1 RFC5280 “4.2.1.2 Subject Key Identifier” (1) に従う 2 自己署名証明書のみ non-critical 3 NewWithOld のみ。OldWithNew には含めない。(いずれも Entrust 仕様) 4 リンク証明書のみ non-critical 5 CPSuri 6 rfc822Name、directoryName 7 directoryName、uniformResourceIdentifier 8 skipCerts=0						

6.2 CRL/ARL/fullCRL プロファイル

本サービスが発行する CRL/ARL/fullCRL は、X.509CRL フォーマット形式のバージョン 2 に従う。CRL/ARL/fullCRL のプロファイルは、表 6.2-1～表 6.2-3 のとおりである。

○…必須

×…使用しない

△…オプション

表 6.2-1 CRL/ARL/fullCRL プロファイルー証明書リスト領域

フィールド	full CRL	CRL	ARL	備考
version	○	○	○	1
signature	○	○	○	2
issuer	○	○	○	3
thisUpdate	○	○	○	4
nextUpdate	○	○	○	4
RevokedCertificates	○	○	○	
userCertificate	○	○	○	
revocationDate	○	○	○	4
crlEntryExtensions	○	○	○	5
1 v2(1) 2 algorithm は、sha256withRSAEncryption (1 2 840 113549 1 1 11) を使用 ※fullCRL のみ、sha1withRSAEncryption (1 2 840 113549 1 1 5) も使用する。 3 UTF8String 4 UTCTime。nextUpdate は、thisUpdate の 168 時間 (7 日) 後。なお、thisUpdate の 23 時間以上 24 時間以内に、次の CRL が発行される。 5 使用する拡張については、下記参照				

表 6.2-2 CRL/ARL/fullCRL エントリ拡張

フィールド	critical flag※	full CRL	CRL	ARL	備考
reasonCode	N	○	○	○	1
invalidityDate	N	△	△	×	2
certificateIssuer	C	×	×	×	
※ その拡張情報が重要であるか否かを示すフラグ。” C(critical)”、“ N(non-critical)” を指定 1 removeFromCRL や certificateHold 等は使用しない 2 reasonCode が keyCompromise の時のみ使用					

表 6.2-3 CRL/ARL/fullCRL 拡張

フィールド	critical flag※	full CRL	CRL	ARL	備考
authorityKeyIdentifier	N	○	○	○	
keyIdentifier	-	○	○	○	1
issuingDistributionPoint	C	×	○	○	
distributionPoint	-	×	○	○	
onlyContainsUserCerts	-	×	○	×	
onlyContainsCACerts	-	×	×	○	
cRLNumber	N	○	○	○	
deltaCRLIndicator	C	×	×	×	
freshestCRL	N	×	×	×	
authorityInfoAccess	N	△	△	△	
※ その拡張情報が重要であるか否かを示すフラグ。” C(critical)”、“ N(non-critical)”を指定 1 RFC5280 “4.2.1.2 Subject Key Identifier” (1) に従う					

7 仕様の管理

7.1 仕様変更手続き

認証サービス改善委員会は、本 CP の内容変更の際には、まず主務省庁に変更の認定申請の必要性について確認する。また、BCA に対し申請の必要性について確認する。

7.1.1 変更の申請が必要な変更

本 CP の内容変更の際して、主務省庁に問い合わせた結果、変更の認定申請が必要であるという回答を得た場合、または BCA に問い合わせた結果、変更申請が必要であるという回答を得た場合は、変更の認定申請に対する主務大臣の認定の取得、または BCA の変更の承認を得て変更を実施し、本 CP のメジャーバージョン番号を更新する。また、速やかに変更した本 CP（本 CP の変更内容と変更実施日を含む）をリポジトリ上に掲載することにより、加入者および利用者に対して告知する。

7.1.2 変更の申請が必要でない変更

本 CP の内容変更の際して、主務省庁が認定申請を不要とし、かつ BCA も変更申請を不要とした場合は、本 CP のマイナーバージョン番号を更新し、変更を実施する。また、速やかに変更した本 CP（本 CP の変更内容と変更実施日を含む）をリポジトリ上に掲載することにより、加入者および利用者に対して告知する。

7.2 公表と告知方法

本 CP を変更した場合、速やかに変更した本 CP（本 CP の変更内容と変更承認日を含む）をリポジトリ上に掲載することにより、加入者および利用者に対して告知する。加入者は告知日（リポジトリ上に掲載されたリリース日）から一週間の間、異議を申し立てることができ、異議申し立てがない場合、変更された本 CP は加入者に同意されたものとみなされる。

7.3 CP の承認手続き

本 CP とその変更は、認証サービス改善委員会の承認を受けるものとする。また、加入者の異議が無いことで同意される。

8. 用語

用語	説明
電子証明書	ある公開鍵を、記載されたものが保有することを証明する電子的文書。CAが電子署名を施すことで、その正当性が保証される。本CPでは、特に断らない限り自己署名証明書、加入者証明書、相互認証証明書およびリンク証明書を総称して「電子証明書」と呼ぶ。
自己署名証明書	自CAの公開鍵に対して、自CAの秘密鍵で電子署名した電子証明書。自CAの公開鍵の正当性を保証する。
加入者証明書	特定認証業務の認定を取得した本サービスより個人に対して発行する加入者用の電子証明書。
相互認証証明書	2つの異なる認証ドメインのCAがお互いを認証したことを示すために、相互に発行する電子証明書。本サービスでは、BCAとの間で相互認証証明書が発行される。
リンク証明書	CA鍵更新に伴い、同時に存在することとなる新しいCA鍵ペアと古いCA鍵ペアの関係を保証するための電子証明書。
CA	電子証明書の発行・取消、CA等秘密鍵の生成・保護および加入者の登録を行う機関。本CP内で、単にCAという場合は電子証明書の発行業務および登録局の業務を含む。
リポジトリ	CAの自己署名証明書およびCRL/ARL/fullCRL等を格納し公表するデータベースである。
RFC2527	: Request For Comments 2527 CAやPKIのためのCP/CPSの執筆者を支援するフレームワーク。
RFC5280	: Request For Comments 5280 インターネット X.509 公開鍵基盤証明書と証明書失効リスト(CRL)のプロファイル (RFC3280の後継にあたる)。
オブジェクト識別子 (OID)	: Object Identification 世界で一意となる値を登録機関 (ISO、ITU) に登録した識別子。PKIで使うアルゴリズム、電子証明書内に格納する名前 (subject) のタイプ (Country名等の属性) 等は、オブジェクト識別子として登録されているものが使用される。
X.509	ITU-Tが定めた電子証明書および証明書失効リストのフォーマット。X.509 v3 (Version 3) では、任意の情報を保有するための拡張領域が追加された。
X.500	名前およびアドレスの調査から属性による検索まで広範囲なサービスを提供することを目的にITU-Tが定めたディレクトリ標準。X.500識別名は、X.509の発行者名および主体者名に使用される。
公開鍵	公開鍵暗号方式において用いられる鍵ペアの一方。秘密鍵に対応する、公開されている鍵。
秘密鍵	公開鍵 暗号方式において用いられる鍵ペアの一方。公開鍵に対応する、本人のみが保有する鍵。

証明書発行要求 (CSR)	: Certificate Signing Request 電子証明書を発行する際の元となるデータファイル。CSRには電子証明書の発行要求者の公開鍵が含まれており、その公開鍵に発行者の電子署名を付与して電子証明書を発行する。
本人限定受取郵便	電子署名法で定める「その取扱いにおいて名宛て人本人もしくは差出人の指定した名宛て人に代わって受取ることができる者に限り交付する郵便」に相当する日本郵便株式会社が提供するサービス。
簡易書留	引き受けから配達までの郵便物等の送達過程を記録し、万一、郵便物等(ゆうパックを除く)が壊れたり、届かなかった場合に、原則として差し出しの際申し出のあった損害要償額の範囲内で、実損額を賠償する日本郵便株式会社が提供するサービス。
PIN コード	: Personal Identification Number 個人を認証するための暗証番号。本サービスでは、秘密鍵を有効化するために用いる。
CRL	: Certificate Revocation List 電子証明書の有効期間中に、CA秘密鍵の危殆化等の事由により取消された加入者証明書のリスト。
ARL	: Authority Revocation List 電子証明書の有効期間中に、CA秘密鍵の危殆化、相互認証基準違反等の事由により取消された自己署名証明書および相互認証証明書のリスト。
fullCRL	: full Certificate Revocation List 電子証明書の有効期間中に、CA秘密鍵の危殆化、相互認証基準違反等の事由により取消されたすべての電子証明書のリスト。
RA	CAの業務のうち、登録局の業務を行う機関。主な業務は、電子証明書発行対象者の本人確認、電子証明書発行に必要な情報の登録、CAに対する証明書発行要求等である。
電子署名法施行規則第五条第一項第一号イの身分証明書	顔写真付きのものに限る。 (1) 旅券 (パスポート) (2) 在留カード (3) 特別永住者証明書 (4) 官公庁が発行した免許証、許可証もしくは資格証明書等 (運転免許証、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証) (5) 個人番号カード (6) 官公庁 (独立行政法人、地方独立行政法人および特殊法人を含む) が職員に発行した身分証明書